

表 5-1-6 計画道路を運行するバス路線一覧

バス会社名	系統番号 ・系統名	起点 (終点)	経由	終点 (起点)	計画道路 との関係
CoCo バス	貫井前原 循環	武蔵小金井駅 南口	小金井市役所前、 ハナダイコン緑地等	武蔵小金井駅 南口	交差
	野川・七軒家 循環	武蔵小金井駅 南口	天神橋、 はげの森美術館等	武蔵小金井駅 南口	交差
	中町循環	新小金井駅	武蔵野公園入口、 つきみの園等	新小金井駅	通行
	東町循環	東小金井駅 南口	歯科大グラウンド前、 野川公園入口等	東小金井駅 南口	交差
京王バス	武 51	武蔵小金井駅 南口	東京経済大学前、 小金井市役所前等	武蔵小金井駅 南口	交差
	武 56	武蔵小金井駅 南口	小金井警察署前、 小金井市役所前等	武蔵小金井駅 南口	交差
	武 66	武蔵小金井駅 南口	法務局（登記所前）、 府中高校等	府中営業所	交差
	武 71	武蔵小金井駅 南口	前原交番西、第二小学 校等	府中駅	交差
	武 73	武蔵小金井駅 南口	前原交番西、 天神町幼稚園等	府中駅	交差
	武 82	武蔵小金井駅 北口	多磨霊園裏門、 試験場正門等	多磨町	交差
	武 83	武蔵小金井駅 北口	多磨霊園裏門、 試験場正門等	多磨霊園駅	交差
	武 85	武蔵小金井駅 南口	小金井市役所前、多磨 霊園表門等	多磨霊園駅	交差
	武 91	武蔵小金井駅 北口	前原町、 武蔵野公園等	調布駅北口	交差
	武 93	武蔵小金井駅 南口	小金井市役所前、 武蔵野公園等	調布駅北口	交差
	武 94	武蔵小金井駅 南口	前原町、 試験場正門等	多磨町	交差
	武 95	武蔵小金井駅 南口	前原町、 多磨霊園表門等	多磨霊園駅	交差
	府 75	武蔵小金井駅 南口	小金井市役所前、 府中工業高校等	東府中駅	交差
	境 81	武蔵小金井駅 南口	美術館入口、 新小金井駅等	武蔵境駅南口	通行
	境 82	武蔵境駅南口	栗山公園前、 新小金井駅等	東小金井駅	交差
小田急バス	境 96	武蔵小金井駅 南口	霊園裏門、 試験場正門等	武蔵境駅南口	交差

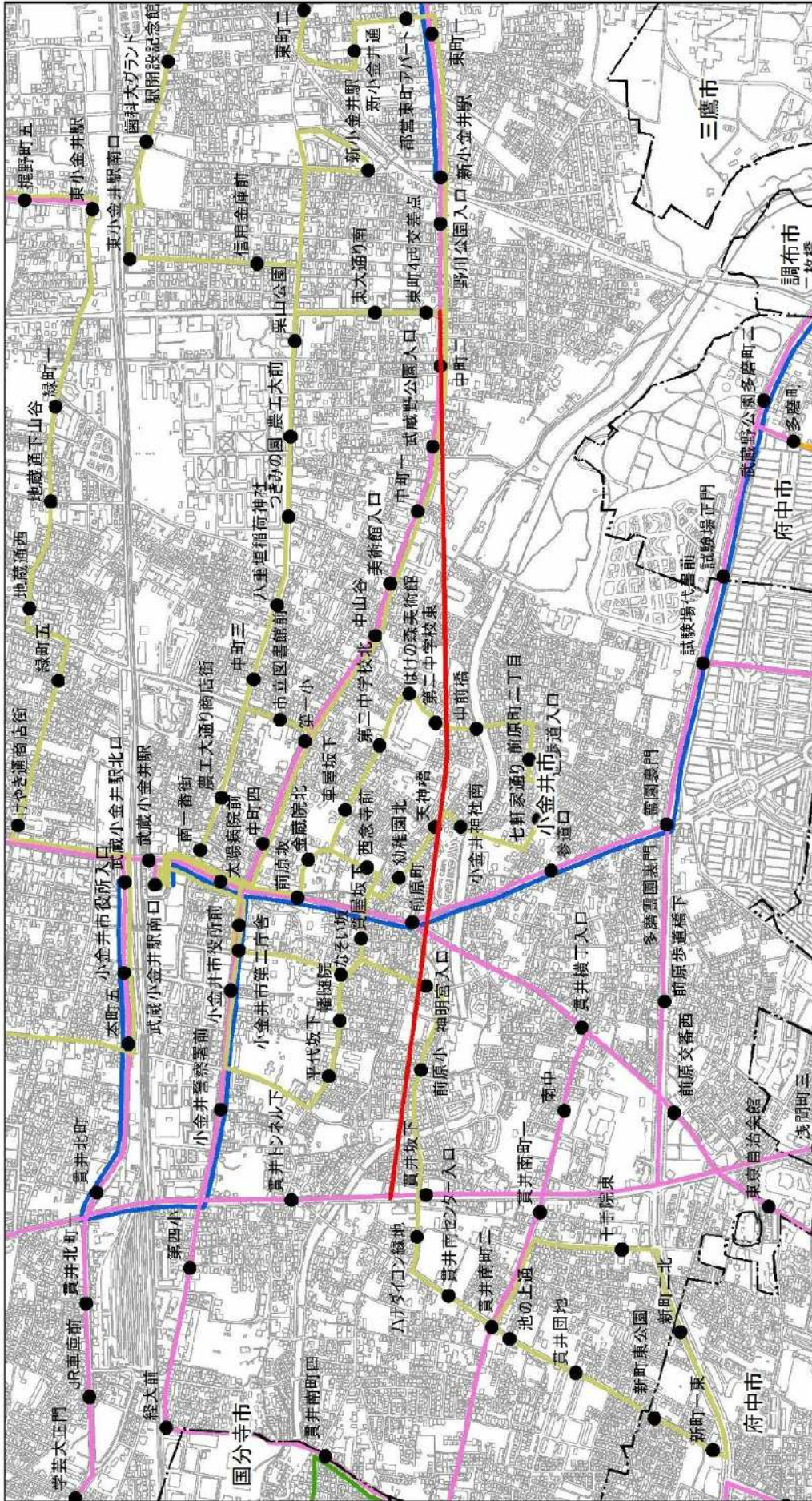
注1) 表中の「計画道路との関係」において、通行：バスが計画道路を運行、交差：バスが計画道路と交差する道路を運行することを示す。

注2) 計画道路の起点（東側）または終点（西側）がバス路線と接する場合は「交差」と表記した。

資料：「路線図」（京王バスホームページ、令和4年4月1日時点）

：「路線図」（小田急バスホームページ、令和4年4月1日時点）

：「CoCoバス全ルート図」（小金井市ホームページ、令和4年4月1日時点）



凡例

- 計画道路
- CoCoバス(小金井市コミュニティバス)
- ちゅうバス(府中市コミュニティバス)
- ぶんバス(国分寺市コミュニティバス)
- 京王バス
- 小田急バス



1:15,000



図 5-1-2 計画道路周辺部のバス路線図

5-1-4 土地利用

(1) 土地利用の状況

小金井市における地目別土地利用面積は表 5-1-7 に示すとおりである。

宅地面積を見ると、小金井市は 575.41ha で総計の 86.4%を占めている。

計画道路周辺の土地利用現況は、図 5-1-3 に示すとおりである。計画道路は主として住宅地を通過するが、一部緑地等を通過する箇所も存在している。また、計画道路の南側には都立武蔵野公園や都立多磨霊園が存在している。

表 5-1-7 地目別土地利用面積（令和 2 年 1 月 1 日）

地目		面積 (ha)	割合 (%)
宅地	商業地区	17.34	2.6
	工業地区	0.65	0.1
	住宅地区	557.42	83.7
	その他	—	—
	計	575.41	86.4
田		—	—
畑		62.12	9.3
山林		3.85	0.6
原野		—	—
池沼		—	—
雑種地		21.55	3.2
免税点未満 ^{注1}		2.87	0.4
総計		665.80	100.0

注1) 「免税点未満」とは、土地に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が 30 万円に満たないもの。

注2) 端数処理のため、それぞれの数値を合計した場合、総計と一致しないことがある。

資料：「東京都統計年鑑（平成 31・令和元年）」

（東京都総務局ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点）

(2) 都市計画区域等の状況

計画道路周辺における都市計画法に基づく用途地域の指定状況は、図 5-1-4 に示すとおりである。また、小金井市の用途地域面積は表 5-1-8 に示すとおりである。

計画道路は大部分が第 1 種低層住居専用地域を通過している。用途地域の面積割合は、第 1 種低層住居専用地域及び第 1 種中高層住居専用地域が多くなっている。

表 5-1-8 都市計画用途地域の指定状況

単位：ha

区分	小金井市
第 1 種低層住居専用地域	738.0
第 2 種低層住居専用地域	0.5
第 1 種中高層住居専用地域	229.9
第 2 種中高層住居専用地域	7.9
第 1 種住居地域	94.0
第 2 種住居地域	—
準住居地域	—
近隣商業地域	30.2
商業地域	20.0
準工業地域	12.5
工業地域	—
工業専用地域	—
計	1,133.0

資料：「小金井都市計画用途地域の変更（小金井市決定）」
(小金井市ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点)

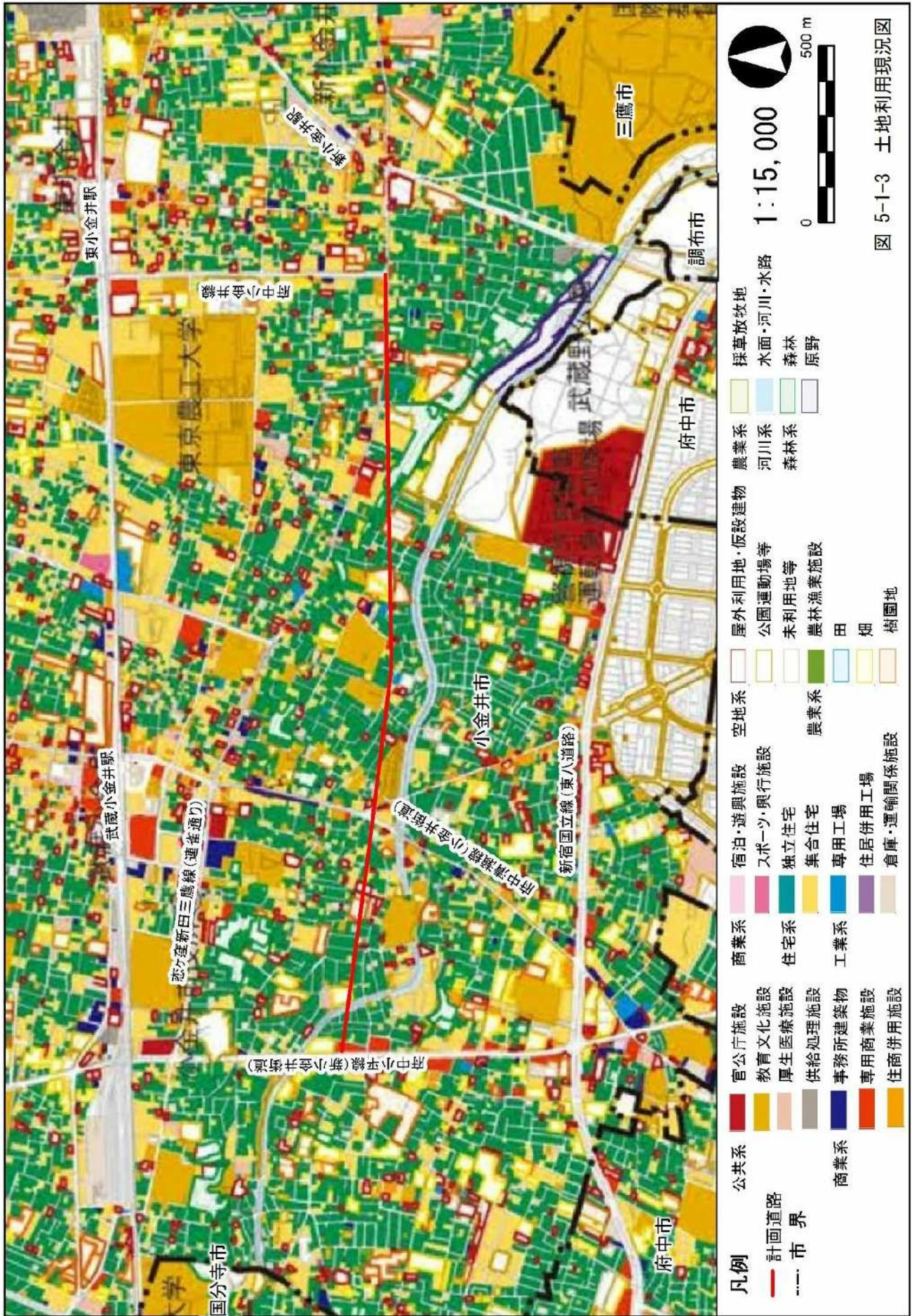
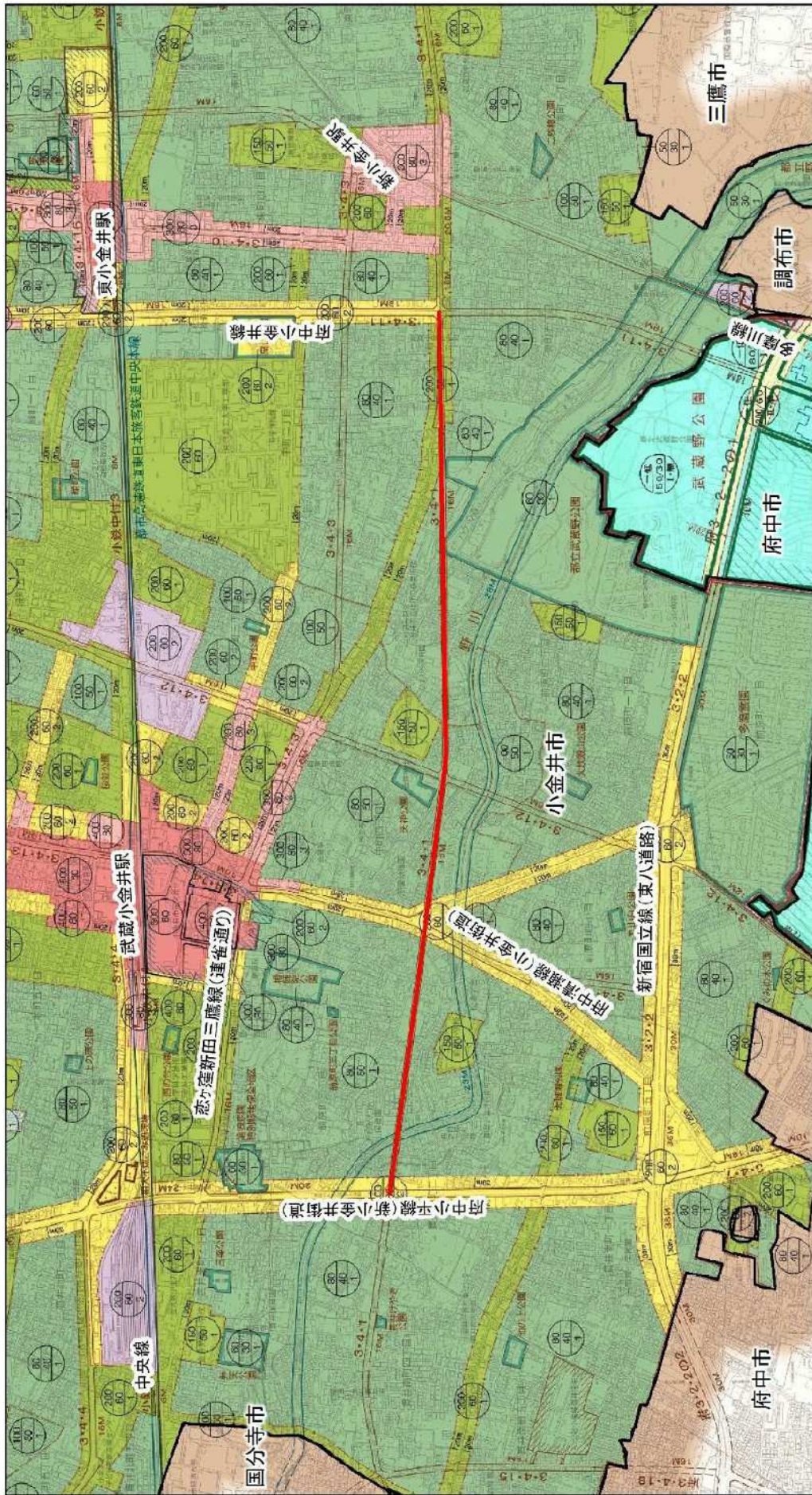


図 5-1-3 土地利用現況図



凡例

- 計画道路
- 市界

- 第1種低層住居専用地域(小金井市)
- 第1種低層住居専用地域(府中市)
- 第2種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域(小金井市)
- 第1種住居地域(府中市)
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域



1:15,000



图 5-1-4 用途地域指定状況图

(3) 公共施設等の状況

計画道路周辺における公共施設等の分布状況は表 5-1-9(1)～(4)に示すとおりである。

計画道路周辺は住宅地であり、保育所や老人福祉施設等の社会福祉施設が複数分布している。また、計画道路の南側には都立武蔵野公園や都立野川公園が存在している。

表 5-1-9(1) 主な公共施設等

	区分	市別	記号	施設名	所在地
学校 教育 施設 等	幼稚園	小金井市	A	こどものくに幼稚園	前原町 3-35-11
			B	せいしん幼稚園	中町 2-15-40
			C	ぬくい南幼稚園	貫井南町 5-12-15
			D	朋愛幼稚園	中町 4-2-18
	小学校	小金井市	E	小金井市立 小金井第一小学校	本町 1-1-6
			F	小金井市立 小金井第四小学校	貫井南町 3-9-1
			G	小金井市立 東小学校	東町 4-25-6
			H	小金井市立 前原小学校	前原町 3-4-22
			I	小金井市立 南小学校	前原町 2-2-1
	中学校	小金井市	J	小金井市立 小金井第二中学校	中町 1-8-25
			K	小金井市立 東中学校	東町 1-5-33
			L	小金井市立 南中学校	貫井南町 1-26-1
	高等学校	小金井市	M	都立 小金井工業高等学校	本町 6-8-9
			N	都立 多摩科学技術高等学校	本町 6-8-9
			O	国際基督教大学高等学校	東町 1-1-1
	専修学校	小金井市	P	専門学校社会医学技術学院	中町 2-22-32
Q			東京エアトラベル・ホテル専門学校	前原町 5-1-29	
R			東京工学院専門学校	前原町 5-1-29	
社会 福祉 施設	保育所	小金井市	ア	グローバルキッズ武蔵小金井園	本町 1-19-8
			イ	キッズガーデン武蔵小金井	本町 1-19-3

資料：「令和3年度公立学校統計調査報告書 東京都公立学校一覧（令和3年5月1日現在）」

（東京都教育委員会、令和3年10月）

「私立学校」（東京都生活文化局ホームページ、令和4年4月1日時点）

「社会福祉施設等一覧（令和3年10月1日時点）」

（東京都福祉保健局ホームページ、令和4年4月1日時点）

「保育施設」（小金井市ホームページ、令和4年4月1日時点）

「施設案内」（小金井市ホームページ、令和4年4月1日時点）

「医療機関を探す（東京都医療機関案内サービスひまわり）」

（東京都福祉保健局ホームページ、令和4年4月1日時点）

「都立公園一覧」（東京都建設局ホームページ、令和4年4月1日時点）

「小金井市立公園等一覧」（小金井市ホームページ、令和4年4月1日時点）

表 5-1-9(2) 主な公共施設等

区分	市別	記号	施設名	所在地	
社会福祉施設	保育所	小金井市	ウ	こむぎ保育園	東町 4-21-8
			エ	駅前コスモ保育園	東町 4-42-1-206
			オ	第十コスモ保育園	東町 4-10-9
			カ	ひまわり保育園	中町 1-5-21
			キ	武蔵小金井雲母保育園	中町 3-26-7
			ク	キッズガーデン新小金井	中町 2-9-10 <i>マンション</i> プランシェ 1 階
			ケ	小金井市立 わかたけ保育園	前原町 3-11-12
			コ	東京工学院きしゃぼっぼ保育園	前原町 5-1-29(東京工学院専門学校内)
			サ	光明第二保育園	貫井南町 1-13-17
			シ	貫井保育園	貫井南町 4-29-21
			ス	貫井あおいそら保育園	貫井南町 4-29-22
			セ	こどものへや保育室	東町 5-23-18
			ソ	また明日保育園	貫井南町 4-14-14 1 階
			タ	ひがし保育園	東町 4-31-17
			チ	みらいえ保育園武蔵小金井駅前	本町 1-18-3 2 階
			ツ	みらいえ保育園武蔵小金井南	本町 1-8-1 1 階
			テ	家庭的保育室おひさまルーム	前原町 1-6-16
			ト	小金井プチ・クレイシュ	本町 1-8-14
			ナ	にじいろ保育園武蔵小金井	本町 6-14-45 JR 武蔵小金井駅南口ビル 4 階
			ニ	回帰船保育所	中町 2-24-16 東京農工大小金井キャンパス内
ヌ	こどもの家保育園	貫井南町 4-20-31			
ネ	プリンセスプリンス保育園小金井	前原町 3-18-20			

資料：「令和 3 年度公立学校統計調査報告書 東京都公立学校一覧（令和 3 年 5 月 1 日現在）」
 （東京都教育委員会、令和 3 年 10 月）

「私立学校」（東京都生活文化局ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点）

「社会福祉施設等一覧（令和 3 年 10 月 1 日時点）」

（東京都福祉保健局ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点）

「保育施設」（小金井市ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点）

「施設案内」（小金井市ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点）

「医療機関を探す（東京都医療機関案内サービスひまわり）」

（東京都福祉保健局ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点）

「都立公園一覧」（東京都建設局ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点）

「小金井市立公園等一覧」（小金井市ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点）

表 5-1-9(3) 主な公共施設等

区分	市別	記号	施設名	所在地		
社会福祉施設	老人福祉施設	ノ	つきみの園	中町 2-15-25		
		ハ	介護老人保健施設 小金井 あんず苑	前原町 5-3-24		
		ヒ	介護老人保健施設 秋桜	前原町 4-4-47		
		フ	グランダ武蔵小金井	中町 1-11-7		
		ヘ	介護付き有料老人ホーム アプリコ武蔵小金井	貫井南町 2-2-3		
		ホ	グループホーム 杏の家	前原町 5-3-24		
	通所介護事業所	小金井市	マ	鳩の翼デイホーム	前原町 3-9-3	
			ミ	はっぴーライフ新小金井	東町 4-10-16	
			ム	あさがおデイサービスセ ンター	中町 4-17-13	
	児童館	小金井市	メ	東児童館	東町 4-25-7	
			モ	貫井南児童館	貫井南町 4-3-23	
	医療機関	小金井市	ヤ	武蔵野中央病院	東町 1-44-26	
			ユ	小金井病院	前原町 4-4-47	
			ヨ	小金井太陽病院	本町 1-9-17	
			ラ	小金井リハビリテーショ ン病院	前原町 1-3-2	
	その他	屋内運動施設	小金井市	1	栗山公園健康運動センタ ー	中町 2-21-1
		図書館	小金井市	2	図書館本館	本町 1-1-32
				3	図書館東分室	東町 1-39-1
				4	西之台会館図書室	前原町 3-8-1
公園		小金井市 府中市	5	武蔵野公園	小金井市前原町 2、府中市多磨町 2、3ほか	
		小金井市	6	上の原公園	本町 5-6	
			7	三楽公園	貫井南町 3-6	

資料：「令和3年度公立学校統計調査報告書 東京都公立学校一覧（令和3年5月1日現在）」

(東京都教育委員会、令和3年10月)

「私立学校」（東京都生活文化局ホームページ、令和4年4月1日時点）

「社会福祉施設等一覧（令和3年10月1日時点）」

(東京都福祉保健局ホームページ、令和4年4月1日時点)

「保育施設」（小金井市ホームページ、令和4年4月1日時点）

「施設案内」（小金井市ホームページ、令和4年4月1日時点）

「医療機関を探す（東京都医療機関案内サービスひまわり）」

(東京都福祉保健局ホームページ、令和4年4月1日時点)

「都立公園一覧」（東京都建設局ホームページ、令和4年4月1日時点）

「小金井市立公園等一覧」（小金井市ホームページ、令和4年4月1日時点）

表 5-1-9(4) 主な公共施設等

区分		市別	記号	施設名	所在地
その他	公園	小金井市	8	栗山公園	中町 2-21
			9	前原町三丁目公園	前原町 3-34
			10	ぐみの木公園	前原町 4-4
			11	梶野公園	梶野町 5-10
			12	貫井けやき公園	貫井南町 4-14
		調布市	13	野川公園	野水 1、2 ほか

資料：「令和3年度公立学校統計調査報告書 東京都公立学校一覧（令和3年5月1日現在）」
 （東京都教育委員会、令和3年10月）

「私立学校」（東京都生活文化局ホームページ、令和4年4月1日時点）

「社会福祉施設等一覧（令和3年10月1日時点）」

（東京都福祉保健局ホームページ、令和4年4月1日時点）

「保育施設」（小金井市ホームページ、令和4年4月1日時点）

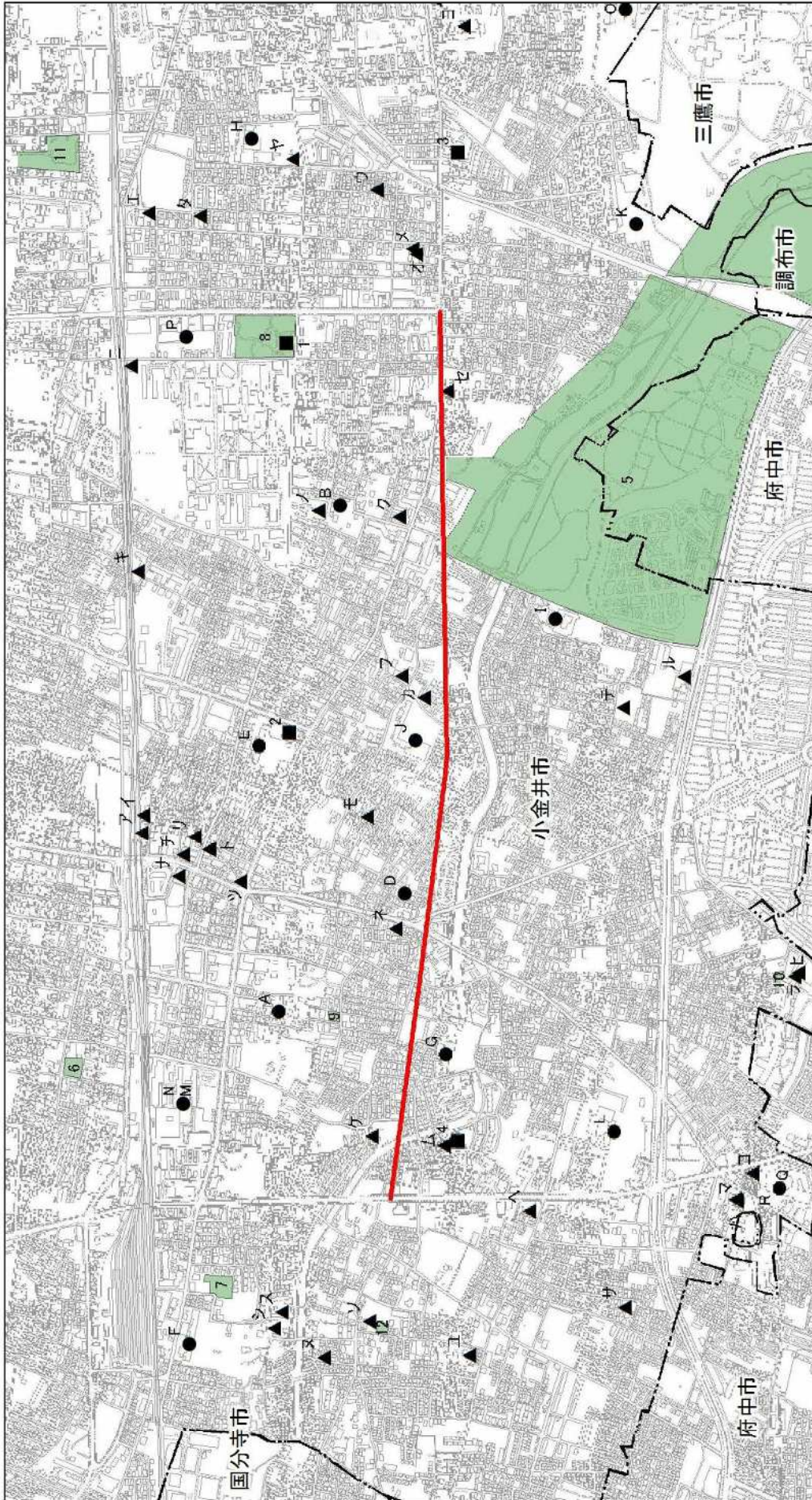
「施設案内」（小金井市ホームページ、令和4年4月1日時点）

「医療機関を探す（東京都医療機関案内サービスひまわり）」

（東京都福祉保健局ホームページ、令和4年4月1日時点）

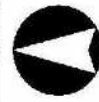
「都立公園一覧」（東京都建設局ホームページ、令和4年4月1日時点）

「小金井市立公園等一覧」（小金井市ホームページ、令和4年4月1日時点）



凡例

- 学校教育施設
- ▲ 社会福祉施設
- その他
- 公園
- 計画道路
- 市界



1:15,000



図 5-1-5 計画道路周辺の公共施設等位置図

5-1-5 水域利用

(1) 河川等の分布状況

計画道路周辺の河川、湧水、井戸等の分布状況は図 5-1-6 に示すとおりである。

1) 河川

計画道路の周辺には武蔵野段丘と立川段丘を分ける国分寺崖線があり、崖線に沿って野川が流れている。計画道路は野川に対して並行しており、終点側（西側）で横断する。

野川は、国分寺市東恋ヶ窪周辺の工場内に源を發し南へ流れ、真姿の池湧水群からの湧水を取り入れて東に向きを変え、小金井市内に入り都立武蔵野公園内を流れ都立野川公園に入り、最終的に多摩川に合流する。野川は南岸が平坦であるのに対して、北岸は急斜面になっており両岸で高さが異なっている。北側の崖は武蔵野段丘面を多摩川が削り込んでできた国分寺崖線（はげ）である。この「はげ」と呼ばれる崖のいくつかの斜面からは湧水が確認されている。

野川第一、第二調節池及びその周辺の野川においては、河川環境の再生を目指すことを目的として、自然再生推進法に基づく自然再生事業が行われている。なお、自然再生を目的として実施される自然再生事業は、開発行為等に伴い損なわれる環境と同種のをその近くに創出する代替措置としてではなく、過去の社会経済活動等によって損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として行われるものである。

2) 湧水・井戸

計画道路の周辺には「東京の名湧水 57 選」（東京都環境局、平成 15 年 1 月）に選定された「貫井神社」、「滄浪泉園」、「はげの森美術館^{※1}」が存在している。3 つの湧水は「湧水マップ」（東京都環境局、平成 31 年 3 月）にも掲載されている。「湧水マップ」によると、計画道路周辺には名湧水のほかに 7 つの湧水^{※2}が存在するとされている。

また令和 2 年時点で小金井市が水質監視測定又は地下水位測定を実施している井戸は計画道路周辺に 13 箇所存在している。

※1 「はげの森美術館」には「美術の森緑地」が併設されており、湧水はこの緑地内に存在している。

※2 7 つの湧水のうち 2 箇所については民家であり、詳細な地点は不明であるため図面への掲載は控える。

3) 地下水

小金井市の地下水の用途別平均揚水量は表 5-1-10 に、観測井の地下水位の変動量は表 5-1-11 に、観測井の位置は図 5-1-6 に示すとおりである。

表 5-1-10 1日当たりの用途別平均揚水量

単位：m³/日

市名	項目	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	
小金井市	全揚水量	14,709	6,915	1,542	777	2573	
	用途	工場	33	37	55	48	53
		指定作業場	586	653	532	660	439
		上水道	14,021	6,154	885	0	2020
		その他	69	71	70	69	61

注) 全揚水量は、工場、指定作業場、上水道及びその他の合計である。

資料：「令和 2 年 都内の地下水揚水の実態（地下水揚水量調査報告書）」（東京都環境局、令和 4 年 3 月）

表 5-1-11 観測井の地下水位

基準面：T.P. 単位：m

観測井名		ストレーナーの深さ(m)	地盤高	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
小金井南	第 1	114~125	46.8	24.50	25.93	27.07	30.77	30.73
					+1.43	+1.14	+3.70	-0.04
	第 2	167~189		23.95	25.61	26.80	30.46	30.40
					+1.66	+1.19	+3.66	-0.06

注 1) 基準日：各年 12 月 31 日

注 2) (-) は低下、(+) は上昇を示す。

注 3) 平成 29 年～令和 2 年の下段は、前年からの変動量を示す。

資料：「地盤沈下調査報告書（平成 28 年～令和 2 年）」（東京都土木技術支援・人材育成センター）

(2) 公共下水道の普及状況

計画道路周辺の下水道の整備状況は、表 5-1-12 及び図 5-1-6 に示すとおりである。

上水道は、多摩川の小作取水堰や羽村取水堰から取水され、村山・山口貯水池を經由して東村山浄水場に送られ、小金井市を含めた多摩地区に配水される。東村山浄水場には荒川を水源とする朝霞浄水場からも導水されている。なお、小金井市では水道水の一部に市内の深層から汲み上げられる地下水を利用している。

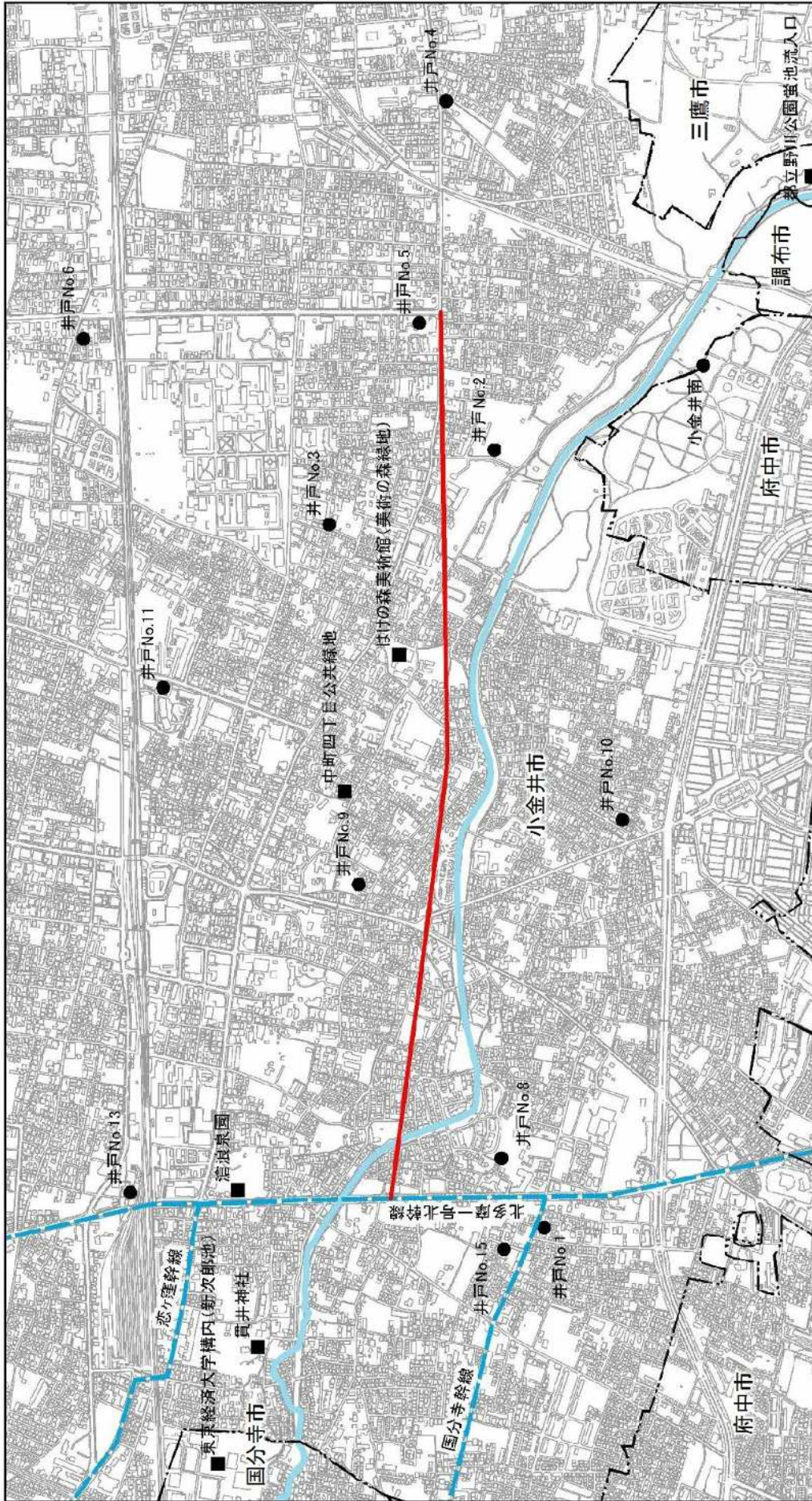
下水道については、公共下水道が整備され多摩川左岸北多摩一号水再生センター（一部除く）に接続されている。下水道普及状況は、表 5-1-12 に示すとおり 100%である。

表 5-1-12 公共下水道の普及状況（平成 31・令和元年度）

市名	総人口 (人)	処理区域			普及率 (%)
		人口 (人)	計画面積 (ha)	面積 (ha)	
小金井市	122,542	122,542	1,133	1,133	100

注) 平成 31・令和元年度末現在の数字を示す。

資料：「東京都統計年鑑（平成 31・令和元年）」（東京都総務局ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点）



凡例

- 計画道路
- 井戸
- 市界
- 湧水
- 流域下水道
- 野川



1:15,000



図 5-1-6 河川、湧水及び井戸等の状況

5-1-6 気象

計画道路の最寄の気象観測所は図 5-1-8 に示すとおりである。

計画道路から最寄りの気象観測所である府中観測所（府中市幸町）における最近 5 年間の気象状況の推移は、表 5-1-13 及び図 5-1-7 に示すとおりである。

令和 3 年の年間降水量は 1,788.0mm、年平均気温は 15.9℃となっている。年平均風速は 1.6m/s であり、風向は北北東が最多となっている。

表 5-1-13 気象の状況（府中観測所）

年	降水量 (mm)		気温 (°C)			風速 (m/s)		最多風向	年間日照時間 (時間)
	年間	日最大	日平均	最高	最低	年平均	最大		
平成 29 年	1,456.5	158.5	15.2	37.6	-6.5	1.6	10.9	北北東	2,099.1
平成 30 年	1,388.5	92.0	16.2	38.8	-8.4	1.8	16.7	北北東	2,119.6
令和元年	1,944.5	289.0	15.8	36.6	-4.9	1.7	9.5	北北東	1,924.4
令和 2 年	1,486.5	100.0	15.9	38.1	-4.5	1.6	8.9	北北東	1,938.6
令和 3 年	1,788.0	136.0	15.9	37.8	-5.8	1.6	9.0	北北東	1,715.5

資料：「気象データ」（気象庁ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点）

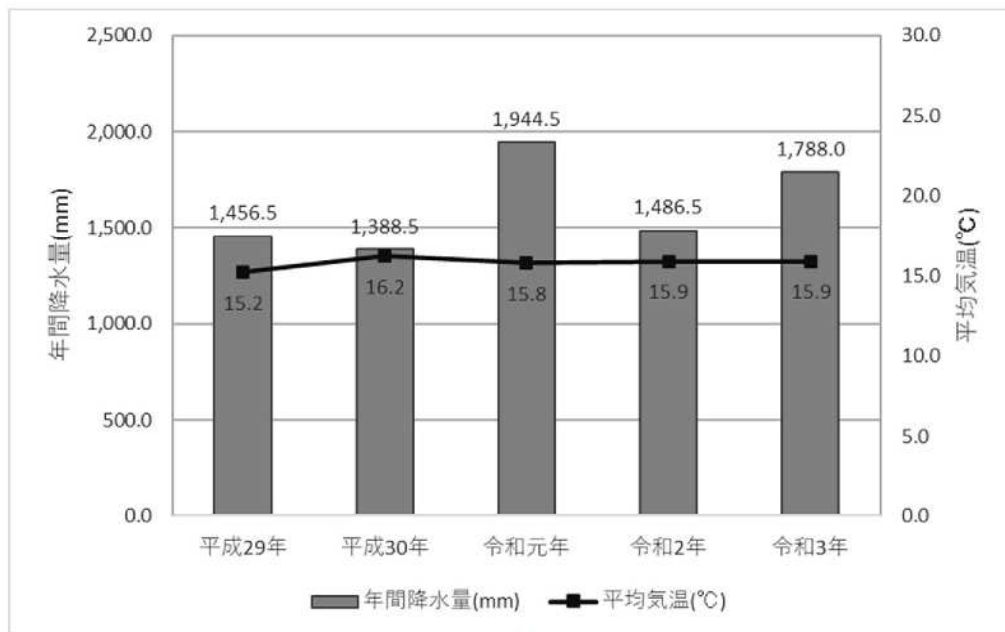
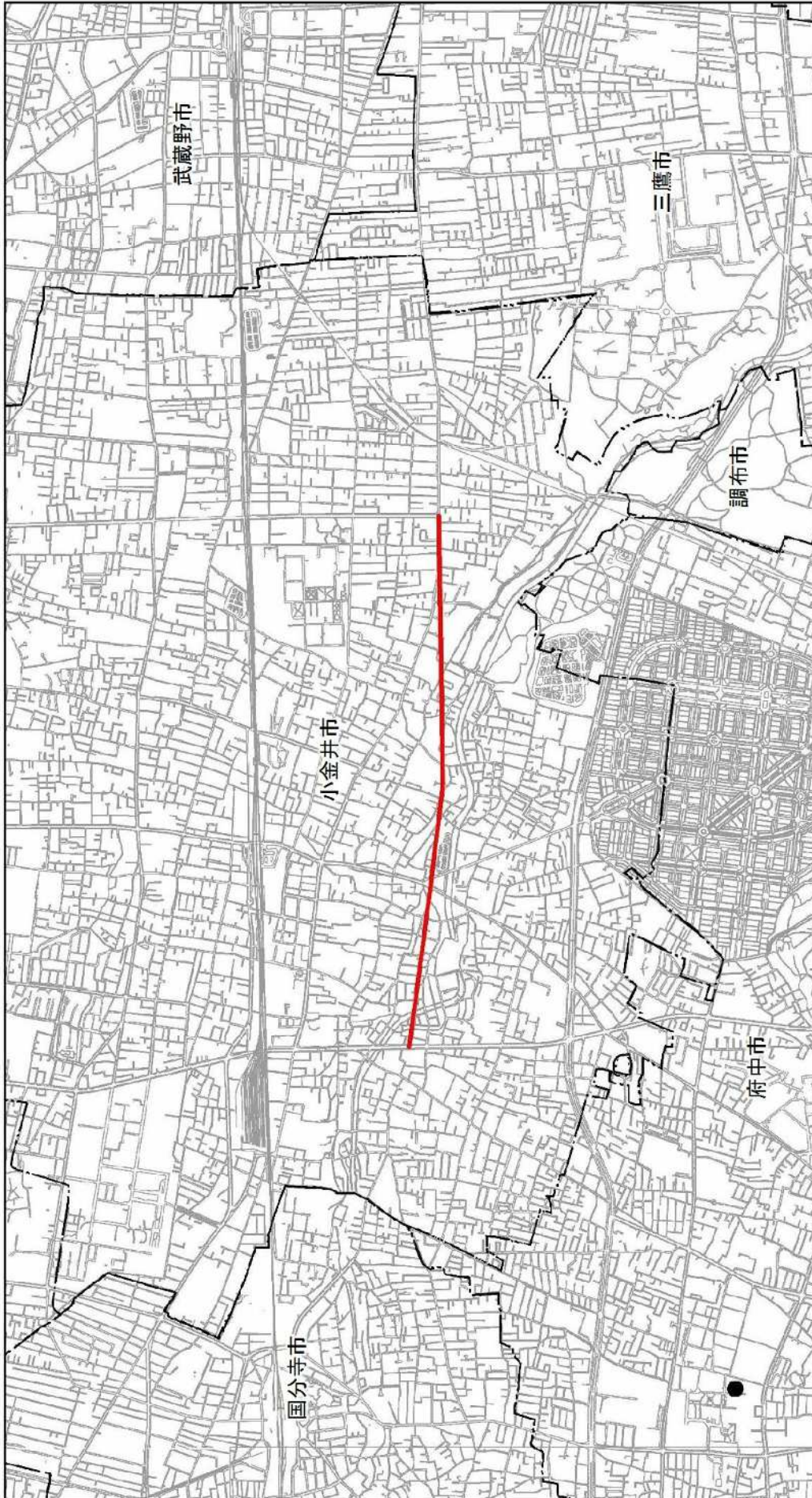


図 5-1-7 年間降水量と平均気温の推移（府中観測所）



凡例

- 計画道路
- 市界
- 府中観測所

1:25,000



図 5-1-8 気象観測所位置図

5-1-7 関係法令の指定・規制等

本事業に関連する主な関係法令は、表 5-1-14(1)～(2)に示すとおりである。「環境基本法」をはじめとして東京都や小金井市の環境基本条例、公害防止や自然保護に係る法律、条例等がある。

表 5-1-14(1) 主な関係法令等一覧

分類	項目	関係法令等一覧
環境一般		環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
		東京都環境基本条例（平成 6 年東京都条例第 92 号）
		東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）
		都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）
		小金井市環境基本条例（平成 15 年小金井市条例第 4 号）
公害防止	大気汚染	大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）
	騒音	騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
	振動	振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
	水質汚濁	水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
		下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
	土壌汚染	土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）		
地盤	建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 年法律第 100 号）	
自然保護	自然保護	東京における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 年東京都条例第 216 号）
		都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和 37 年法律第 142 号）
		都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
		小金井市緑地保全及び緑化推進条例（昭和 58 年小金井市条例第 13 号）
鳥獣保護	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）	
その他	道路の新設	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
	土地利用	国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）
	都市計画	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
	生産緑地	生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）
	農地	農地法（昭和 27 年法律第 229 号）
	自然再生推進	自然再生推進法（平成 14 年法律第 148 号）
	地盤	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）		
地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）		

表 5-1-14(2) 主な関係法令等一覧

分類	項目	関係法令等一覧
その他	水循環	水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）
		小金井市の地下水及び湧水を保全する条例（平成 16 年小金井市条例第 2 号）
	日影	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
		東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例（昭和 53 年東京都条例第 63 号）
	景観	景観法（平成 16 年法律第 110 号）
		東京都景観条例（平成 18 年東京都条例第 136 号）
		小金井市まちづくり条例（平成 18 年小金井市条例第 2 号）
	文化財	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
		東京都文化財保護条例（昭和 51 年東京都条例第 25 号）
		小金井市文化財保護条例（平成 18 年小金井市条例第 8 号）
	自然との触れ合い活動の場	都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）
	廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
		循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）
		資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
		東京都廃棄物条例（平成 4 年東京都条例第 140 号）
		小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 5 年小金井市条例第 26 号）
	温室効果ガス	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
		エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

5-1-8 環境保全に関する計画等

東京都及び小金井市における環境保全に関する計画等は、表 5-1-15(1)～(6)に示すとおりである。小金井市では環境基本計画等を策定している。

表 5-1-15(1) 主な環境保全に関する計画等

環境保全に関する計画		内 容
東京都	東京都長期ビジョン (平成 26 年 12 月)	<p>おおむね 10 年間 (H36 年度) を計画期間とした長期ビジョンとして 8 つの都市戦略と 25 の政策指針を示している。その中で環境等に係る施策について、以下に示すものが挙げられる。</p> <p>【都市戦略 7】豊かな環境や充実したインフラを次世代に引き継ぐ都市の実現</p> <p>(政策指針 21) 水と緑に囲まれ、環境と調和した都市の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の創出・保全により自然豊かな都市環境を次世代に継承 ・生物多様性保全に向けた環境整備と裾野の拡大 ・新たな方向性に基づき、東京にふさわしい水循環の姿を追求 ・都民生活の質の向上につながる環境対策を推進
	「未来の東京」戦略 version up 2022 (令和 4 年 2 月)	<p>本戦略は新たな都政の羅針盤として策定する都の総合計画であり、「まち・ひと・しごと創生法」(平成 26 年法律第 136 号)の「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けられている。「未来の東京」戦略(令和 3 年 3 月)の内容について、東京 2020 大会と新型コロナウイルスとの闘いの中で生じた様々な変化変革を踏まえ、未来を切り拓く取組をさらに加速するためにバージョンアップしたものである。</p> <p>2030 年に向けた 20 の戦略が設けられており、その中で環境等に係る戦略について、以下に示すものが挙げられる。</p> <p>【戦略 13】水と緑溢れる東京戦略</p> <p>【戦略 14】ゼロエミッション東京戦略</p>
	東京の都市づくりビジョン(改定) —魅力とにぎわいを備えた環境先進都市の創造— (平成 21 年 7 月)	<p>「首都圏メガロポリス構想」(平成 13 年 4 月)に示された東京圏全体を視野に入れた都市づくりの考え方を踏襲するとともに、都が今後 10 年間の都市戦略として策定した「10 年後の東京」計画(平成 18 年 12 月)との整合を図りつつ、都市づくりの分野における総合的なビジョンとしての性格を有したものである。その中で環境等に係る施策について、以下に示すものが挙げられる。</p> <p>【基本戦略 4】水と緑のネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋敷林などの樹林地、農地、丘陵の緑や里山などを保全し、都市に残された貴重な緑を確保する。 ・崖線における湧水の保全や、東京湾や河川の水質改善を図るとともに、身近に親しめる水辺空間を創出し、良好な水辺環境を再生する。 <p>【基本戦略 5】美しい都市空間の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村と連携し、神田川、国分寺崖線、多摩丘陵地など、東京全体から見て景観構造の主要な骨格となる、特色のある自然や地形を保全する。 <p>【都市像の実現に向けた施策：機能強化を支える都市基盤整備】</p> <p>都市計画道路等の整備推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多摩川中流部における南北道路や東西道路、交通渋滞の要因となっている多摩川中流部の橋梁などの整備を進め、都市計画道路ネットワークの強化を図る。

表 5-1-15(2) 主な環境保全に関する計画等

環境保全に関する計画	内 容
東京都景観計画 (平成 30 年 8 月改定)	<p>「景観法」の施行及び東京都景観審議会の答申を踏まえ、「都市計画法」や「建築基準法」に基づく諸制度、「野外広告物条例」の活用も図り、都民や事業者、区市町村等と連携・協力しながら、美しく風格のある首都東京を実現するための具体的な施策が示されている。</p> <p>「景観法」に定める考え方に以下の事項を加えて、今後の景観形成を進めていく上での基本理念としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成 ・交流の活発化・新たな産業の創出による東京の更なる発展 ・歴史・文化の継承と新たな魅力の創出による東京の価値の向上 <p>小金井市に関連して、東京の景観形成において特に重要な地域として「国分寺崖線景観基本軸」が挙げられている。</p> <p>同基本軸では、「国分寺崖線を軸に、広域的に連続する緑や崖線が生み出す湧水などの自然環境、多くの寺社や史跡等の歴史的資源、更には水車や水田、わさび田などの文化的資源の保全を図りながら、これらの資源と調和した景観の形成を図る。」という景観形成の目標が設定されている。</p>
東京都 緑の東京計画 (平成 12 年 12 月)	<p>緑をとりまく状況が変化する中で、21 世紀における東京の緑づくりの方向を見定めるためには、都市づくりと連携し、長期的な視点を持ちながら検討する必要がある。東京の緑づくりの課題に沿って、以下に示す 5 つの視点からおおむね 50 年後における東京の緑の姿(望ましい将来像)を見据えて施策を展開することにより、東京の緑づくりを推進していくことができると考えている。</p> <p>将来像「水と緑がネットワークされた風格都市・東京」</p> <ol style="list-style-type: none"> ①緑が守る「都市環境」 ②緑が支える「防災都市」 ③緑が創る「東京の魅力」 ④緑が育む「生物の生存基盤」 ⑤「都民が主役」で築く緑
東京都 東京地域公害防止計画 (平成 24 年 3 月)	<p>東京都は昭和 47 年に第 1 次の公害防止計画(10 か年計画)策定後、公害防止に関する諸施策を推進してきたが、東京湾の水質は十分に改善されているとは言えず、一部河川の底質においてダイオキシン類の無害化処理が完了していないことから、東京都環境基本計画を基本に第 9 次の公害防止計画を策定した。主要課題として以下に示すものが挙げられている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①東京湾の水質汚濁 ②横十間川の底質ダイオキシン類汚染
東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画 (平成 25 年 7 月)	<p>本計画は、自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の総量の削減に係る各種対策を国、都、特別区、市、町、事業者、都民が連携し、総合的に推進するため、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車 NOx・PM 法)」(平成 4 年法律第 70 号)に基づき策定されたものである。</p> <p>本計画の目標は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 32 年度までに対策地域において二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目標とする。 ・平成 27 年度まで監視測定局において二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成することを中間目標とする。

表 5-1-15(3) 主な環境保全に関する計画等

環境保全に関する計画		内 容
東京都	東京都資源循環・廃棄物処理計画 (令和 3 年 9 月)	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)に基づき策定されたものであり、2030 年度に向けた東京の資源循環・廃棄物処理のあるべき姿として「東京が大都市としての活力を維持し、社会を発展させるため、持続可能な形で資源を利用する社会の構築を目指すとともに、社会的なコストや環境負荷を踏まえた上で、社会基盤としての廃棄物・リサイクルシステムの強化を目指す」を基本的な考え方として掲げている。</p> <p>主な施策として以下の 5 つが挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①資源ロスの更なる削減 ②廃棄物の循環利用の更なる促進 ③廃棄物処理システムの強化 ④健全で信頼される静脈ビジネスの発展 ⑤社会的課題への的確な対応
	東京都建設リサイクル推進計画 (平成 28 年 4 月)	<p>都内における建設資源循環の仕組みを構築するとともに、本計画に基づき、都内の建設資源循環に係る全ての関係者が一丸となって、計画的かつ統一的な取組を推進することにより、環境に与える負荷の軽減とともに、東京の持続ある発展を目指すために策定されたものである。</p> <p>建設廃棄物の再資源化・縮減率に加えて、建設発生土の有効利用率を目標指標としており、国の計画及び関東地域の計画における目標年度である平成 30 年度末及び東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催年までの令和 2 年度末までに達成すべき目標値を定めている。</p> <p>建設資源循環の実効性を確保するため、重点的に取り組むべき事項や特定の建設資材などについて、以下に示す 9 つの戦略を策定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①コンクリート塊等を活用する ②建設発生木材を活用する ③建設泥土を活用する ④建設発生土を活用する ⑤廃棄物を建設資材に活用する ⑥建設グリーン調達を推進する ⑦建築物等を長期使用する ⑧戦略を支える基盤を構築する ⑨島の建設リサイクルを推進する
	東京都建設リサイクルガイドライン (令和 3 年 4 月)	<p>「東京都建設リサイクル推進計画」における 9 つの戦略を着実に推進するため、建設資源循環に関する各種の施策(事前調査、リサイクル計画、情報システム活用、利用調整、適正な分別解体等及び再資源化等、建設グリーン調達、実施状況の把握)の実施について必要な事項を定めたものである。</p> <p>都は、建設工事の計画、設計、施工、維持管理等に当たって、ガイドラインに基づき建設リサイクル推進施策を実施し、都内における建設資源循環の促進を図ることとしている。</p>

表 5-1-15(4) 主な環境保全に関する計画等

環境保全に関する計画	内 容
<p>ゼロエミッション 東京戦略 2020 Update&Report (令和 3 年 3 月)</p>	<p>2050 年 CO₂ 排出実質ゼロに向けて、2030 年までの今後の 10 年間の行動が極めて重要であり、行動の加速を後押しするマイルストーンとして、2021 年 1 月、東京都は、都内温室効果ガス排出量を 2030 年までに 50%削減 (2000 年比) すること、再生可能エネルギーによる電力利用割合を 50%程度まで高めることを表明した。</p> <p>2030 年までの CO₂ 排出量の半減、カーボンハーフの実現には、ビジネス、市民生活、都市づくりなど、あらゆる分野の社会経済構造を、脱炭素型に移行する再構築・再設計が必要であるため、東京都は、2030 年カーボンハーフに向けて必要な社会変革の姿・ビジョンとして「2030・カーボンハーフスタイル」を提起している。</p>
<p>緑施策の新展開 ～生物多様性の保全に向けた基本戦略～ (平成 24 年 5 月)</p>	<p>生物多様性の危機を背景に、緑施策のこれまでの取組と、生物多様性の視点から強化する将来的な施策の方向性を取りまとめた戦略であり、東京の将来像と目標 (2020 年) を掲げ、生物多様性の保全に向けたあらゆる主体の参画と協力を得ながら、緑施策を強化し、発展させ、人と自然とが共生できる緑豊かな都市東京を実現していくとしている。東京の将来像と目標は以下に示すとおりである。</p> <p>【東京の将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四季折々の緑が都市に彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生きものの共生する都市空間を形成している。 ・豊かな緑が、人々にうるおいやすらぎを与えるとともに、延焼防止や都市水害の軽減、気温や湿度の安定等に寄与し、都民の安心で快適な暮らしに貢献している。 ・東京で活動する多様な主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。 <p>【目標 (2020 年)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【まもる】～緑の保全強化～ ・【つくる】～緑のネットワーク化～ ・【利用する】～緑の持続可能な利用の促進～
<p>都市づくりのグランドデザイン (平成 29 年 9 月)</p>	<p>目指すべき東京の都市の姿と、その実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策が示されている。</p> <p>2040 年代の目指すべき東京の都市の姿と、その実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策が示されている。「活力とゆとりのある高度成熟都市」を都市づくりの目標とし、目指すべき都市像の実現に向けて、分野横断的な視点から 7 つの戦略、30 の政策方針、80 の取組が示されている。</p> <p>【7 つの戦略】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①持続的な成長を生み、活力にあふれる拠点を形成 ②人・モノ・情報の自由自在な交流を実現 ③災害リスクと環境問題に立ち向かう都市の構築 ④あらゆる人々の暮らしの場の提供 ⑤利便性の高い生活の実現と多様なコミュニティの創出 ⑥四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築 ⑦芸術・文化・スポーツによる新たな魅力を創出
<p>みどりの新戦略ガイドライン (平成 18 年 1 月)</p>	<p>東京のみどりづくりを推進していくための公・民の行動指針となるものであり、「みどりづくりの目標」として以下の 3 つを掲げている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①みどり率の指標により、将来 (2025 年) のみどりの量の目標を示します。 ②みどりの持つ機能を発揮させ、みどりの質の向上を図ります。 ③東京のみどりの拠点と軸を示し、みどりのネットワークの形成を目指します。 <p>都・区市町村と都民や民間事業者とがその目標を共有し、公共は主要なみどりの拠点や軸づくりを進めていくものである。一方で、民間は民有地における既存のみどりの保全と活用に努めるとともに、みどりを創出し、相互に連携してみどりづくりを進めていくものである。</p>

表 5-1-15(5) 主な環境保全に関する計画等

環境保全に関する計画	内 容
<p>東京都における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画) (平成 28 年 3 月)</p>	<p>都市計画道路は、多様な機能を有する都市を形成する極めて重要な基盤施設だが、東京の都市計画道路の完成率は 6 割程度で、各所で慢性的な交通渋滞など、様々な課題が生じている。本方針では「東京が目指すべき将来像」を 3 つ挙げ、実現に向けた「基本理念」と「基本目標」を設定している。</p> <p>【東京が目指すべき将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環状メガロポリス構造の実現 ・集約型の地域構造への再編 ・安全・安心な都市の実現 <p>【3 つの基本理念】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①東京の目指す都市づくりに資する道路整備 ②都民のニーズに対応した利用者・生活者の視点からの道路整備 ③選択と集中による重点的かつ効率的な道路整備 <p>【4 つの基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「活力」～都市活力の強化～ ・「防災」～都市防災の強化 ・「暮らし」～安全で快適な都市空間の創出～ ・「環境」～都市環境の向上～ <p>計画道路も優先整備路線として選定されており、令和 7 年度までに優先着手するものとされている。</p>
<p>環境軸ガイドライン (平成 19 年 6 月)</p>	<p>「環境軸」とは、骨格となる都市施設（道路、公園、河川など）と、その整備等を契機としたまちづくりの中で一体的に形成される、広がりや厚みをもった豊かな都市空間のネットワークの「みどり豊かな都市空間のネットワーク」のことである。</p> <p>本ガイドラインは「環境軸基本方針」に基づき策定されたもので、都や区市町、さらには都民や民間事業者が、環境軸の形成に向けて、都市施設の整備、まちづくりに関する計画や事業などを行う際の指針となるものである。</p>
<p>東京都環境基本計画 (平成 28 年 3 月)</p>	<p>以前の「環境基本計画」の策定から、都の環境施策に関わる状況は大きく変化しており、東京都の将来像や、その実現に向けた政策展開を改めて都民に明らかにしていくため策定された計画であり、新たな計画では次の 5 つを政策の柱として位置付けている。</p> <p>【政策の柱】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①スマートエネルギー都市の実現 ②3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進 ③自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承 ④快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保 ⑤環境施策の横断的・総合的な取組 <p>また、施策展開において留意すべき事項としては、次の 3 つを挙げている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①経済成長と環境政策の両立 ②東京 2020 大会後を見据えた環境レガシーの形成 ③持続可能な都市の実現に向けた新たな価値観の創出 <p>事業別配慮の指針（交通系施設整備）では、「エネルギー消費の抑制・温室効果ガスの排出抑制」、「環境負荷の少ない交通」、「大気環境の向上」等の 9 項目について、事業が及ぼす環境の影響をできる限り小さくするための配慮事項が示されています。</p> <p>地域別配慮の指針では、対象事業地が位置する「核都市広域連携ゾーン」について、以下の点が挙げられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地に残された屋敷林や雑木林の保全に努める。 ・道路や河川の整備に合わせて、つながりのある緑を創出していく。 ・崖線や河川沿いに残る湧水を保全する。 ・玉川上水・神田川軸、国分寺崖線軸、丘陵地などを中心に、自然環境を生かした景観形成を図る。

表 5-1-15(6) 主な環境保全に関する計画等

環境保全に関する計画		内 容
東京都	新しい多摩の振興プラン ～サステナブル・リカバリー 多摩のさらなる発展に向けて～ (令和3年9月)	<p>本プランは、都が策定した「『未来の東京』戦略」において示された「3か年のアクションプラン」や、各局の計画等に基づき、今年度からの3か年で都が実施する取組を中心に、その方向性や具体的な取組を多摩に特化した視点で取りまとめたものである。</p> <p>多摩地域の更なる発展を目指した取組とし、次の6つのカテゴリーの取組を推進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新しい働き方が浸透し、誰もが輝き、暮らしやすいまち ②安全・安心なくらしを守るまち ③道路・交通ネットワークが充実し、地域特性に応じた快適なまち ④地域資源と先端技術を活かし、スマートな産業が確立されたまち ⑤豊かな自然と都市機能が調和し、環境に優しいまち ⑥地域が持つ資源に磨きをかけ、人を惹きつけるまち
小金井市	小金井市都市計画マスタープラン (令和4年8月)	<p>平成14年におおむね20年後の小金井市のまちの将来像を示したマスタープランを策定した後、社会経済情勢の変化を捉え平成24年に見直しを行った。当初策定から20年が経過し、社会情勢が大きく変化したことに加え、上位計画である「第5次小金井市基本構想」が確定されたことを踏まえ、全面改訂したものである。</p> <p>本プランでは、おおむね20年後の将来に向かって、「つながる『人・みどり・まち』～暮らしたい 暮らし続けたい 優しさあふれる 小金井～」を掲げ、次の5つの基本目標を設定し、実現のためにまちづくりの基本的な考え方と将来都市構造を示したものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①快適で利便性の高い、暮らしやすさを実感できるまち（土地利用） ②人・モノの円滑な移動を支えるまち（道路・交通） ③次世代に誇れる自然と都市が調和したまち（みどり・水・環境共生） ④誰もが安全で安心して暮らすことができるまち（安全・安心） ⑤一人ひとりの多様な暮らし方・働き方を支えるまち（生活環境）
	小金井しみどりの基本計画 (令和3年3月)	<p>本計画は「都市緑地法」（昭和48年法律第72号）に基づき、策定された「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、中・長期的な視点で、その将来像、目標及び取組などを定めるみどりに関する総合的な計画である。</p> <p>本計画では、みどりの将来像として「みんなで育み、つなげるみどりの小金井」を掲げ、以下の3つの基本方針に基づき、みどりの将来像を実現するとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①みどりを守る ②みどりをつくる ③みんなで取り組む
	第3次小金井市環境基本計画 (令和3年3月)	<p>本計画は、「小金井市環境基本条例」に基づき小金井市の環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための目標や施策の方向等を定め、市、市民、事業者等のあらゆる主体が、それぞれの立場あるいは協働で環境への負荷を低減し、環境保全に取り組んでいくための計画である。</p> <p>本計画では、将来の環境像を「緑・水・生きもの・人…わたしたちが心豊かにくらすまち小金井」とし、以下の7つの分野ごとの基本目標を掲げ、将来の環境像を実現するとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①みどり：みどりを守り、つくり、育てる ②地下水・湧水・河川：地下水・湧水・河川の水循環を回復する ③生物多様性：都市の生物多様性を守り親しむ ④生活環境：安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守る ⑤景観：美しく住み心地のよいまちを守る ⑥循環型社会：3R推進で循環型のまちをつくる ⑦低炭素・気候変動・適応：エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる

5-2 環境項目

本事業に係る地域の概況（環境項目）の要約は、表 5-2-1 に示すとおりである。

表 5-2-1(1) 地域の概況（環境項目）

項目	地域の概況
大気汚染	<p>計画道路周辺の測定局における大気汚染の状況は、令和2年度において、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素の環境基準を達成している。</p> <p>小金井市の令和2年度における公害苦情件数の総数に対する大気汚染に係る苦情件数の割合は35.7%となっている。</p>
悪臭	<p>計画道路周辺には、悪臭を発生させる施設等は存在しない。</p> <p>小金井市の令和2年度における公害苦情件数の総数に対する悪臭に係る苦情件数の割合は14.3%となっている。</p>
騒音・振動	<p>計画道路周辺における道路交通騒音の状況は、平成28～令和2年度において、府中清瀬線（小金井街道）の1地点で昼夜ともに、恋ヶ窪新田三鷹線（連雀通り）及び府中小平線（新小金井街道）の各1地点で夜間の環境基準が未達成となっている。</p> <p>計画道路周辺における道路交通振動の状況は、平成28～令和2年度において、すべての地点で昼間、夜間とも要請限度を達成している。</p> <p>小金井市の令和2年度における公害苦情件数の総数に対する苦情件数の割合は、騒音で42.9%、振動で7.1%となっている。なお、低周波音に係る公害苦情は最近5年間で報告されていない。</p>
水質汚濁	<p>計画道路周辺においては、井戸水、河川及び湧水で水質測定が行われている。</p> <p>野川の水質は、平成28～令和2年度において、環境基準を満足している。</p> <p>なお、小金井市において、水質汚濁に係る公害苦情は最近5年間で報告されていない。</p>
土壌汚染	<p>計画道路周辺においては、土壌汚染対策法に基づく指定区域として、東町一丁目地内が形質変更時要届出区域に、東町四丁目地内が要措置区域に指定されている。</p> <p>なお、小金井市において、土壌汚染に係る公害苦情は最近5年間で報告されていない。</p>
地盤	<p>計画道路周辺における最近5年間の地盤変動量は、-0.2mm～+10.3mmであり、計画道路周辺に大きな地盤沈下が起こった地域はない。</p> <p>なお、小金井市において、地盤沈下に係る公害苦情は最近5年間で報告されていない。</p>
地形・地質	<p>計画道路は武蔵野段丘と立川段丘を分ける国分寺崖線（はげ）をムジナ坂周辺で横断し、崖線に沿って流れる野川とは並行し、終点側（西側）で横断する位置にある。</p> <p>また、計画道路周辺の地質の上層部は、主に関東ローム層となっており、その下は武蔵野礫層、東京礫層等があり、さらに下部は基盤層となっている。</p>
水循環	<p>多摩地域の地表面の水収支は、地下浸透率が24.9%とされている。近年の都市化に伴い地下浸透率の低下、湧水の枯渇や減少が見られるが、計画道路周辺では国分寺崖線（はげ）に沿って野川が流れ、付近には湧水や井戸が見られる。</p> <p>計画道路周辺には「東京の名湧水57選」に選定された「貫井神社」、「滄浪泉園」、「はげの森美術館」が存在するほか、周辺には多くの井戸が存在する。</p> <p>また、計画道路から最寄の気象観測所である府中気象観測所における最近5年間の年間降水量平均値は1612.8mmであり、平年値（1598.9mm（平成3年～令和2年））と同程度となっている。</p>

表 5-2-1(2) 地域の概況（環境項目）

項目		地域の概況
生物・生態系	(1) 植物	「1/25,000 植生図 吉祥寺」の分類によると、計画道路周辺の大部分が「市街地」であり、「シラカシ屋敷林」や「果樹園」、「緑の多い住宅地」、「工場地帯」、「畑雑草群落」等が点在している。野川第一・第二調整池及び野川や都立武蔵野公園では、「環境省レッドリスト2020」や「東京都レッドリスト（本土部）2020年版」に該当する種の生育が確認されている。 なお、小金井市では、市の条例に基づき保存樹木や保存生垣を指定している。
	(2) 動物	野川第一・第二調整池及び野川や都立武蔵野公園では、「環境省レッドリスト2020」や「東京都レッドリスト（本土部）2020年版」に該当する種の生息が確認されている。
日影	計画道路周辺には、国分寺崖線（はげ）と野川がある。起点側（東側）からなだらかに上り、ムジナ坂周辺で崖線を横断するため20m程度低くなっている。その後は終点側（西側）まで小さな上下を繰り返し、なだらかに上っている。 また、計画道路の大部分が第一種低層住居専用地域を通過しており、計画道路周辺は主として1～3階建ての低層建物の続く地区となっている。	
電波障害	計画道路周辺では東京局、永山局、横浜局の地上デジタル放送が利用可能である。 なお、小金井市において、電波障害に係る公害苦情は最近5年間で報告されていない。	
風環境	計画道路周辺は主として1～3階建ての低層建物の続く地区となっており、風環境に影響を及ぼすような高層建築物は見られない。 なお、小金井市において、風害に係る公害苦情は最近5年間で報告されていない。	
景観	計画道路周辺の主たる景観構成要素は国分寺崖線（はげ）及び野川、その周辺の公園等に係るものである。 国分寺崖線（はげ）については、東京都では「東京都景観計画」において「国分寺崖線基本軸」として指定されている。また、小金井市では「小金井市みどりの基本計画」において「国分寺崖線緑地保全地域」として、府中市では「府中市景観計画」において「国分寺崖線景観形成推進地区」として指定されている。加えて、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく「緑地保全地域」としても指定されている。	
史跡・文化財	計画道路周辺には、指定・登録文化財が14件が存在している。 また、計画道路周辺は野川にそって遺跡が密集して確認されている。	
自然との触れ合い活動の場	計画道路周辺の拠点的な自然との触れ合い活動の場は、国分寺崖線（はげ）や野川、都立武蔵野公園、都立多磨霊園、都立野川公園等が挙げられる。 また、周辺にはいくつかの散策コースが設置されており、そのうち3コースが計画道路を横断する。	
廃棄物	国土交通省では「建設リサイクル推進計画2020」を策定し、建設廃棄物の再資源化・縮減率及び建設発土の有効利用率について、令和6年の達成基準値を定めている。 また、「東京都建設リサイクル推進計画」では、東京都内の建設副産物の再資源化率の平成24年度の実績値及び平成30年度・令和2年度の目標値を示している。	
温室効果ガス	小金井市における最近5年間の温室効果ガス排出量の推移は、平成29年度に一時的に増加しているが、平成26年度以降やや減少傾向となっている。 また、小金井市における温室効果ガスの主要因である二酸化炭素の排出量の部門別構成比は、すべての年度で民生部門が最大となっている。	

5-2-1 大気汚染

計画道路の周辺に設置されている大気汚染の測定局は、表 5-2-2 及び図 5-2-1 に示すとおりである。

東京都では一般環境大気測定局（以下、「一般局」という）である小金井市本町局、府中市宮西町局ならびに自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という）である連雀通り下連雀局、五日市街道武蔵境局を設置している。なお、小金井市では測定局を設置した大気測定は実施していない。

表 5-2-2 大気汚染測定局

調査地点			主な測定項目			
区分	名称	住所	SO ₂	CO	SPM	NO _x
東京都 (一般局)	小金井市本町	小金井市本町 6-6-3	—	○	○	○
	府中市宮西町	府中市宮西町 2-24	—	—	○	○
東京都 (自排局)	連雀通り下連雀	三鷹市下連雀 7-15-4	—	—	○	○
	五日市街道武蔵境	武蔵野市関前 5-21	—	○	○	○

注) 小金井市本町一般局は平成 30 年 10 月から休止している。

資料：「大気汚染常時測定結果のまとめ（2016（平成 28）～2020（令和 2）年度）」（東京都環境局）



凡例

- 計画道路
- 市界
- 一般環境大気測定局
- 自動車排出ガス測定局



1:40,000



図 5-2-1 大気汚染測定地点位置図

(1) 二酸化硫黄

計画道路周辺の大気汚染測定局では二酸化硫黄の測定を実施していない。

(2) 一酸化炭素

各測定局における最新年度の測定結果は表 5-2-3(1)に、最近 5 年間の測定結果は表 5-2-3(2)に示すとおりである。

最新年度の測定結果では環境基準を達成している。

表 5-2-3(1) 一酸化炭素の状況（令和 2 年度）

調査地点		年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	環境基準 達成状況	環境基準
区分	名称				
東京都（一般局）	小金井市本町	—	—	—	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること
東京都（自排局）	五日市街道武蔵境	0.4	0.6	○	

注) 小金井市本町一般局は平成 30 年 10 月から休止している。

資料：「大気汚染常時測定結果のまとめ（2016（平成 28）～2020（令和 2）年度）」（東京都環境局）

表 5-2-3(2) 一酸化炭素の状況（平成 28～令和 2 年度）

調査地点		日平均値の 2%除外値 (ppm)				
区分	名称	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
東京都（一般局）	小金井市本町	0.3	0.3	(0.2)	—	—
東京都（自排局）	五日市街道武蔵境	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6

注) 小金井市本町一般局は平成 30 年 10 月から休止している。平成 30 年度の測定結果は掲載されているが、環境基準との比較はされていないため括弧書きとした。

資料：「大気汚染常時測定結果のまとめ（2016（平成 28）～2020（令和 2）年度）」（東京都環境局）

(3) 浮遊粒子状物質

各測定局における最新年度の測定結果は表 5-2-4(1)に、最近 5 年間の測定結果は表 5-2-4(2)に示すとおりである。

最新年度の測定結果では、いずれの地点においても環境基準を達成している。

表 5-2-4(1) 浮遊粒子状物質の状況（令和 2 年度）

調査地点		年平均値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	環境基準 達成状況	環境基準
区分	名称				
東京都（一般局）	小金井市本町	—	—	—	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること
	府中市宮西町	0.013	0.040	○	
東京都（自排局）	連雀通り下連雀	0.013	0.033	○	
	五日市街道武蔵境	0.015	0.043	○	

注) 小金井市本町一般局は平成 30 年 10 月から休止している。

資料：「大気汚染常時測定結果のまとめ（2016（平成 28）～2020（令和 2）年度）」（東京都環境局）

表 5-2-4(2) 浮遊粒子状物質の状況（平成 28～令和 2 年度）

調査地点		日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)				
区分	名称	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
東京都（一般局）	小金井市本町	0.037	0.035	(0.043)	—	—
	府中市宮西町	0.038	0.035	0.042	0.037	0.040
東京都（自排局）	連雀通り下連雀	0.038	0.037	0.037	0.034	0.033
	五日市街道武蔵境	0.040	0.035	0.048	0.043	0.043

注) 小金井市本町一般局は平成 30 年 10 月から休止している。平成 30 年度の測定結果は掲載されているが、環境基準との比較はされていないため括弧書きとした。

資料：「大気汚染常時測定結果のまとめ（2016（平成 28）～2020（令和 2）年度）」（東京都環境局）

(4) 二酸化窒素

各測定局における最新年度の測定結果は表 5-2-5(1)に、最近 5 年間の測定結果は表 5-2-5(2)に示すとおりである。

最新年度の測定結果では、いずれの地点においても環境基準を達成している。

表 5-2-5(1) 二酸化窒素の状況（令和 2 年度）

調査地点		年平均値 (ppm)	日平均値の 年間 98% 値 (ppm)	環境基準 達成状況	環境基準
区分	名称				
東京都（一般局）	小金井市本町	—	—	—	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内又はそれ以下であること
	府中市宮西町	0.012	0.028	○	
東京都（自排局）	連雀通り下連雀	0.014	0.034	○	
	五日市街道武蔵境	0.014	0.032	○	

注) 小金井市本町一般局は平成 30 年 10 月から休止している。

資料：「大気汚染常時測定結果のまとめ（2016（平成 28）～2020（令和 2）年度）」（東京都環境局）

表 5-2-5(2) 二酸化窒素の状況（平成 28～令和 2 年度）

調査地点		日平均値の年間 98% 値 (ppm)				
区分	名称	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
東京都（一般局）	小金井市本町	0.029	0.031	(0.016)	—	—
	府中市宮西町	0.030	0.033	0.032	0.027	0.028
東京都（自排局）	連雀通り下連雀	0.034	0.038	0.037	0.030	0.034
	五日市街道武蔵境	0.034	0.035	0.038	0.030	0.032

注) 小金井市本町一般局は平成 30 年 10 月から休止している。平成 30 年度の測定結果は掲載されているが、環境基準との比較はされていないため括弧書きとした。

資料：「大気汚染常時測定結果のまとめ（2016（平成 28）～2020（令和 2）年度）」（東京都環境局）

(5) 大気汚染に係る公害苦情の状況

小金井市における平成 28 年度から令和 2 年度の大気汚染に係る公害苦情件数は、表 5-2-6 に示すとおりである。令和 2 年度における公害苦情件数の総数に対する大気汚染に係る苦情件数の割合は 35.7%となっている。

表 5-2-6 大気汚染に係る公害苦情の状況（平成 28～令和 2 年度）

区分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
公害 苦情 件数	大気汚染に 係る件数（件）	15	15	5	7	5
	総苦情件数（件）	101	88	47	25	14
	比率（%）	14.9	17.0	10.6	28.0	35.7

資料：「公害苦情調査総括表（平成 28～令和 2 年度）」

（東京都環境局ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点）

5-2-2 悪 臭

計画道路周辺には、悪臭を発生させる施設等は存在しない。

小金井市における平成 28 年度から令和 2 年度の悪臭に係る公害苦情件数は、表 5-2-7 に示すとおりである。令和 2 年度における公害苦情件数の総数に対する悪臭に係る苦情件数の割合は 14.3%となっている。

表 5-2-7 悪臭に係る公害苦情の状況（平成 28～令和 2 年度）

区分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
公害 苦情 件数	悪臭に 係る件数（件）	10	6	6	3	2
	総苦情件数（件）	101	88	47	25	14
	比率（%）	9.9	6.8	12.8	12.0	14.3

資料：「公害苦情調査総括表（平成 28～令和 2 年度）」

（東京都環境局ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点）

5-2-3 騒音・振動

(1) 騒音

計画道路周辺における平成28年度から令和2年度の道路交通騒音調査結果は表5-2-8に、調査地点は図5-2-2に示すとおりである。

各調査地点における等価騒音レベル(L_{Aeq})を環境基準と比較すると、1地点で昼夜ともに、2地点で夜間の環境基準が未達成となっているが、その他の地点では環境基準を達成している。

表 5-2-8 道路交通騒音の調査結果（平成28～令和2年度）

単位：dB

番号	路線名 (通称名)	調査地点	車線数	調査結果										環境基準*	
				等価騒音レベル(L _{Aeq})											
				平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		昼間	夜間
昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間						
1	(都)新宿国立線 (東八道路)	小金井市前原町 4-16	4	64 (○)	58 (○)	64 (○)	58 (○)	65 (○)	60 (○)	67 (○)	61 (○)	66 (○)	60 (○)	70	65
2	(都)恋ヶ窪新田 三鷹線(連雀通り)	小金井市東町 2-5	2	67 (○)	65 (○)	68 (○)	65 (○)	67 (○)	65 (○)	70 (○)	67 (×)	68 (○)	64 (○)	70	65
3	(都)府中小平線 (新小金井街道)	小金井市貫井南町 2-9	2	67 (○)	65 (○)	68 (○)	65 (○)	68 (○)	65 (○)	69 (○)	66 (×)	68 (○)	66 (×)	70	65
4	(都)武蔵小金井 停車場貫井線	小金井市貫井北町 5-20	2	63 (○)	59 (○)	—	—	—	—	—	—	—	—	70	65
5	(都)府中小金井線 (東大通り)	小金井市中町 2-21	2	59 (○)	53 (○)	—	—	—	—	—	—	60 (○)	53 (○)	70	65
6	(都)府中清瀬線 (小金井街道)	小金井市前原町 5-14	2	—	—	71 (×)	68 (×)	—	—	—	—	—	—	70	65
7	(都)恋ヶ窪新田 三鷹線(連雀通り)	小金井市前原町 3-33	2	—	—	—	—	67 (○)	63 (○)	—	—	—	—	70	65
8	(都)新宿国立線 (東八道路)	小金井市貫井南町 1-11	4	—	—	—	—	—	—	66 (○)	62 (○)	—	—	70	65
9	(都)府中小平線 (新小金井街道)	小金井市前原町 5-1	2	—	—	—	—	—	—	69 (○)	65 (○)	—	—	70	65

注1) 路線名における(都)は都道を示す。

注2) 昼間：6：00～22：00、夜間：22：00～翌6：00

注3) ○は環境基準達成、×は環境基準未達成を示す。

※環境基準は、幹線交通を担う道路に接近する空間における基準値を示す。

資料：「自動車交通騒音・振動調査結果（平成28～令和2年度）」

(東京都環境局ホームページ、令和4年4月1日時点)

(2) 振動

計画道路周辺における平成 28 年度から令和 2 年度の道路交通調査結果は表 5-2-9 に、調査地点は図 5-2-2 に示すとおりである。

各調査地点における振動レベル (L₁₀) を要請限度と比較すると、すべての地点で昼間、夜間とも要請限度を達成している。

表 5-2-9 道路交通振動の調査結果 (平成 28~令和 2 年度)

単位：dB

番号	路線名 (通称名)	調査地点	区域の 区分	調査結果										要請限度	
				振動レベル(L ₁₀)											
				平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		昼間	夜間
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間		
1	(都)新宿国立線 (東八道路)	小金井市前原町 4-16	b	46 (○)	41 (○)	46 (○)	40 (○)	46 (○)	40 (○)	44 (○)	39 (○)	44 (○)	38 (○)	65	60
2	(都)恋ヶ窪新田 三鷹線 (連雀通り)	小金井市東町 2-5	a	48 (○)	43 (○)	48 (○)	43 (○)	48 (○)	42 (○)	47 (○)	43 (○)	47 (○)	41 (○)	65	60
3	(都)府中小平線 (新小金井街道)	小金井市貫井南町 2-9	b	42 (○)	40 (○)	42 (○)	39 (○)	42 (○)	38 (○)	42 (○)	39 (○)	43 (○)	40 (○)	65	60

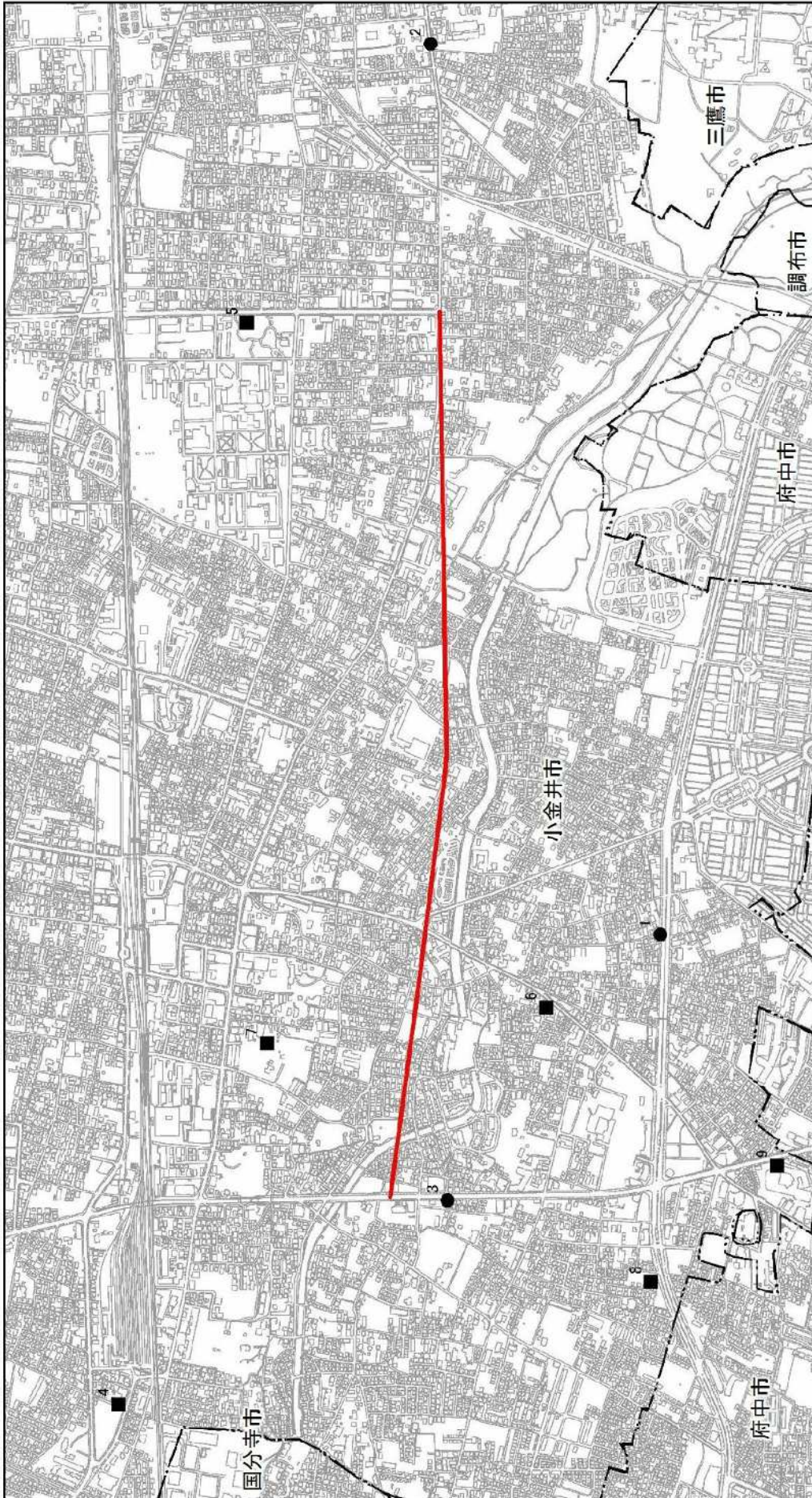
注 1) 路線名における(都)は都道を示す。

注 2) 昼間：8：00～19：00、夜間：19：00～翌 8：00

注 3) ○は要請限度達成、×は要請限度未達成を示す。

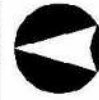
資料：「自動車交通騒音・振動調査結果 (平成 28~令和 2 年度)」

(東京都環境局ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点)



凡例

- 計画道路
- 市界
- 道路交通騒音・振動
- 道路交通騒音



1:15,000



図 5-2-2 道路交通騒音・振動調査地点位置図

(3) 騒音・振動・低周波音に係る公害苦情の状況

小金井市における平成 28 年度から令和 2 年度の騒音・振動に係る公害苦情件数は、表 5-2-10(1)～(2)に示すとおりである。令和 2 年度における公害苦情件数の総数に対する苦情件数の割合は、騒音で 42.9%、振動で 7.1%となっている。なお、低周波音に係る公害苦情は最近 5 年間で報告されていない。

表 5-2-10(1) 騒音に係る公害苦情の状況（平成 28～令和 2 年度）

区分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
公害 苦情 件数	騒音に 係る件数（件）	20	25	8	12	6
	総苦情件数（件）	101	88	47	25	14
	比率（%）	19.8	28.4	17.0	48.0	42.9

資料：「公害苦情調査総括表（平成 28～令和 2 年度）」（東京都環境局ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点）

表 5-2-10(2) 振動に係る公害苦情の状況（平成 28～令和 2 年度）

区分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
公害 苦情 件数	振動に 係る件数（件）	2	3	1	2	1
	総苦情件数（件）	101	88	47	25	14
	比率（%）	2.0	3.4	2.1	8.0	7.1

資料：「公害苦情調査総括表（平成 28～令和 2 年度）」（東京都環境局ホームページ、令和 4 年 4 月 1 日時点）

5-2-4 水質汚濁

(1) 水質汚濁の状況

計画道路周辺では、小金井市で水質監視測定(井戸水調査、野川調査)及び湧水調査が実施されており、水質監視測定地点及び湧水調査地点は図 5-2-3 に示すとおりである。

水質監視測定及び湧水調査の水質測定結果のうち、井戸水に係る調査結果は表 5-2-11(1)～(2)に、河川に係る調査結果は表 5-2-12 に、湧水に係る調査結果は表 5-2-13 に示すとおりである。

表 5-2-11(1) 水質監視測定(井戸水調査)における水質測定結果

測定地点		鉛 [mg/L]	トリ クロ エチレン [mg/L]	テトラ クロ エチレン [mg/L]	トリ クロ エタン [mg/L]	硝酸性窒素 及び亜硝酸 性窒素 [mg/L]	
1	貫井南町 1-24	平成 28 年度	ND	ND	ND	ND	7.09
		平成 29 年度	ND	ND	ND	ND	6.51
		平成 30 年度	ND	ND	ND	ND	3.56
		令和元年度	ND	ND	ND	ND	5.34
		令和 2 年度	ND	ND	ND	ND	4.57
2	中町 1-15	平成 28 年度	ND	0.0005	ND	ND	5.20
		平成 29 年度	ND	0.0002	ND	ND	6.34
		平成 30 年度	ND	0.0003	ND	ND	4.40
		令和元年度	ND	0.0002	ND	ND	4.82
		令和 2 年度	ND	ND	ND	ND	4.19
3	中町 2-15	平成 28 年度	ND	ND	ND	ND	0.04
		平成 29 年度	ND	ND	ND	ND	0.05
		平成 30 年度	ND	ND	ND	ND	0.04
		令和元年度	ND	ND	ND	ND	0.05
		令和 2 年度	ND	ND	ND	ND	0.12
4	東町 1-41	平成 28 年度	ND	0.0005	0.0002	ND	6.06
		平成 29 年度	ND	0.0003	ND	ND	7.02
		平成 30 年度	ND	0.0002	ND	ND	6.14
		令和元年度	ND	ND	ND	ND	6.45
		令和 2 年度	ND	ND	ND	ND	3.41
5	中町 2-1	平成 28 年度	0.001	ND	0.0005	ND	4.61
		平成 29 年度	ND	ND	0.0008	ND	5.25
		平成 30 年度	0.001	ND	0.0005	ND	4.72
		令和元年度	0.001	ND	0.0003	ND	4.82
		令和 2 年度	0.001	ND	0.0002	ND	4.67

注 1) 毎年 4 回調査を実施しており、各年度の平均値を掲載した。

注 2) ND：定量下限値未満

資料：「水質監視測定及び湧水調査報告書（平成 28～令和 2 年度版）」（小金井市）

表 5-2-11 (2) 水質監視測定(井戸水調査)における水質測定結果

測定地点		鉛 [mg/L]	トリ クロロ エチレン [mg/L]	テトラ クロロ エチレン [mg/L]	トリ クロロ エタン [mg/L]	硝酸性窒素 及び亜硝酸 性窒素 [mg/L]	
6	緑町 1-1	平成 28 年度	ND	0.0004	0.0008	ND	5.80
		平成 29 年度	0.002	0.0002	0.0007	ND	5.59
		平成 30 年度	0.001	0.0002	0.0017	ND	5.55
		令和元年度	ND	0.0002	0.0005	ND	5.83
		令和 2 年度	ND	0.0002	0.0006	ND	5.50
7	貫井北町 5-13	平成 28 年度	ND	0.0005	0.0009	ND	7.84
		平成 29 年度	ND	0.0002	0.0007	ND	6.64
		平成 30 年度	ND	0.0003	0.0005	ND	5.33
		令和元年度	ND	0.0003	0.0006	ND	6.26
		令和 2 年度	ND	0.0002	0.0009	ND	5.57
8	貫井南町 2-1	平成 28 年度	ND	ND	ND	ND	ND
		平成 29 年度	ND	ND	ND	ND	0.06
		平成 30 年度	ND	ND	ND	ND	0.03
		令和元年度	ND	ND	ND	ND	0.03
		令和 2 年度	ND	ND	ND	ND	0.07
環境基準		0.01 以下	0.01 以下	0.01 以下	1 以下	10 以下	

注 1) 毎年 4 回調査を実施しており、各年度の平均値を掲載した。

注 2) ND：定量下限値未満

資料：「水質監視測定及び湧水調査報告書（平成 28～令和 2 年度版）」（小金井市）

表 5-2-12 水質監視測定(野川調査)における水質測定結果

測定地点		水素 イオン 濃度 (pH)	溶存 酸素量 (DO) [mg/L]	生物化学 的酸素 要求量 (BOD) [mg/L]	化学的 酸素 要求量 (COD) [mg/L]	浮遊 物質 量 (SS) [mg/L]	大腸菌群数 [MPN/100mL]
柳橋下	平成 28 年度	7.6 (○)	11.3 (○)	<0.5 (○)	2.3	5 (○)	11000
	平成 29 年度	7.1 (○)	8.8 (○)	0.6 (○)	2.4	6 (○)	11000
	平成 30 年度	6.6 (○)	10.1 (○)	1.0 (○)	2.0	3 (○)	11000
	令和元年度	7.5 (○)	9.1 (○)	0.5 (○)	2.1	8 (○)	14000
	令和 2 年度	8.1 (○)	10.4 (○)	0.5 (○)	2.3	4 (○)	4900
環境基準 (D 類型)		6.0 以上 8.5 以下	2 以上	8 以下	—	100 以下	—

注 1) 毎年 6 月及び 11 月に調査を実施しており、11 月の調査結果を代表値として掲載した。

注 2) ○は環境基準値以内、×は環境基準値超過を示す。

資料：「水質監視測定及び湧水調査報告書（平成 28～令和 2 年度版）」（小金井市）

表 5-2-13 水質監視測定(湧水調査)における水質測定結果

測定地点		臭気	流量 [m ³ /sec]	水素 イオン 濃度 (pH)	トリ クロロ エチレン [mg/L]	テトラ クロロ エチレン [mg/L]	1, 1, 1-ト リクロロ エタン [mg/L]	硝酸性 窒素 [mg/L]
貫井神社	平成 28 年度	無臭	0.008	6.1	ND	ND	ND	7.28
	平成 29 年度	無臭	0.009	6.1	ND	ND	ND	6.63
	平成 30 年度	無臭	0.003	6.3	ND	ND	ND	6.10
	令和元年度	無臭	0.008	6.1	ND	ND	ND	6.02
	令和 2 年度	無臭	0.006	6.2	ND	ND	ND	6.10
滄浪泉園	平成 28 年度	無臭	0.003	6.1	ND	ND	ND	7.09
	平成 29 年度	無臭	0.004	6.1	ND	ND	ND	6.73
	平成 30 年度	無臭	<0.001	6.3	ND	ND	ND	6.18
	令和元年度	無臭	0.006	6.3	ND	ND	ND	5.72
	令和 2 年度	無臭	<0.001	6.3	ND	ND	ND	6.30
美術の森 緑地	平成 28 年度	無臭	0.001	6.2	ND	ND	ND	7.19
	平成 29 年度	無臭	0.001	6.3	ND	ND	ND	7.05
	平成 30 年度	無臭	<0.001	6.4	ND	ND	ND	7.12
	令和元年度	無臭	0.003	6.3	ND	ND	ND	6.65
	令和 2 年度	無臭	<0.001	6.6	ND	ND	ND	7.30
中町四丁 目 公共緑地	平成 28 年度	—	—	—	—	—	—	—
	平成 29 年度	無臭	0.003	6.1	ND	ND	ND	8.13
	平成 30 年度	無臭	<0.001	6.3	ND	ND	ND	7.98
	令和元年度	無臭	0.007	6.1	ND	ND	ND	7.72
	令和 2 年度	無臭	<0.001	6.4	ND	ND	ND	7.80
環境基準		—	—	—	0.01 以下	0.01 以下	1 以下	10 以下

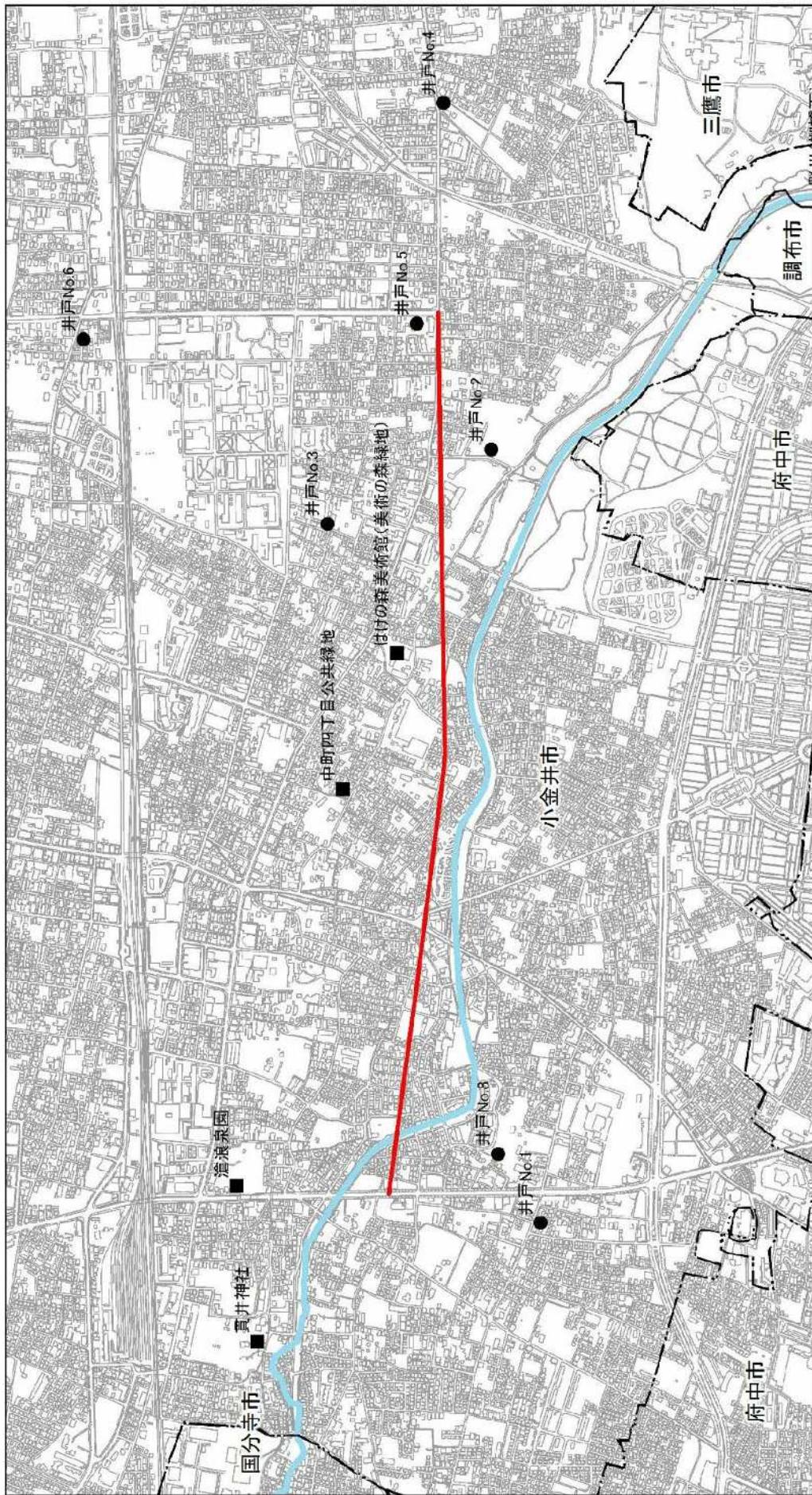
注 1) 毎年 6 月及び 12 月に調査を実施しており、12 月の調査結果を代表値として掲載した。

注 2) ND：定量下限値未満

資料：「水質監視測定及び湧水調査報告書（平成 28～令和 2 年度版）」（小金井市）

(2) 水質汚濁に係る公害苦情の状況

小金井市において、水質汚濁に係る公害苦情は最近 5 年間で報告されていない。



凡例

- 野川
- 計画道路
- 井戸
- 市界
- 河川
- 湧水



1:15,000

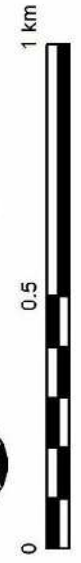


図 5-2-3 水質監視測定位置図

5-2-5 土壌汚染

東京都では、土壌汚染対策法に基づき、土壌の汚染状態が指定基準に適合しない土地については、要措置区域または形質変更時要届出区域として指定している。

計画道路周辺においては、東町一丁目地内が形質変更時要届出区域に指定されている。

なお、小金井市において、土壌汚染に係る公害苦情は最近5年間で報告されていない。

5-2-6 地盤

計画道路周辺における地盤変動量調査地点は、図 5-2-4 に示すとおりである。また、計画道路周辺における地盤変動量は表 5-2-14 に示すとおりである。

計画道路周辺における最近5年間の地盤変動量は、-0.2mm～+10.3mm であり、計画道路周辺に大きな地盤沈下が起こった地域はない。

なお、小金井市において、地盤沈下に係る公害苦情は最近5年間で報告されていない。

表 5-2-14 計画道路周辺における地盤変動量

調査地点	所在地	東京湾平均海面 (T.P.) m					累積変動量 (mm)
		前年比					
		平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	
小金 (2)	東町 4-25	62.5045	62.5111	62.5143	62.5234	62.5243	+19.8
			+6.6mm	+3.2mm	+9.1mm	+0.9mm	
小金 (4)	東町 5-1	46.4171	46.4228	46.4244	46.4347	46.4345	+17.4
			+5.7mm	+1.6mm	+10.3mm	-0.2mm	

注1) 基準日：各年1月1日

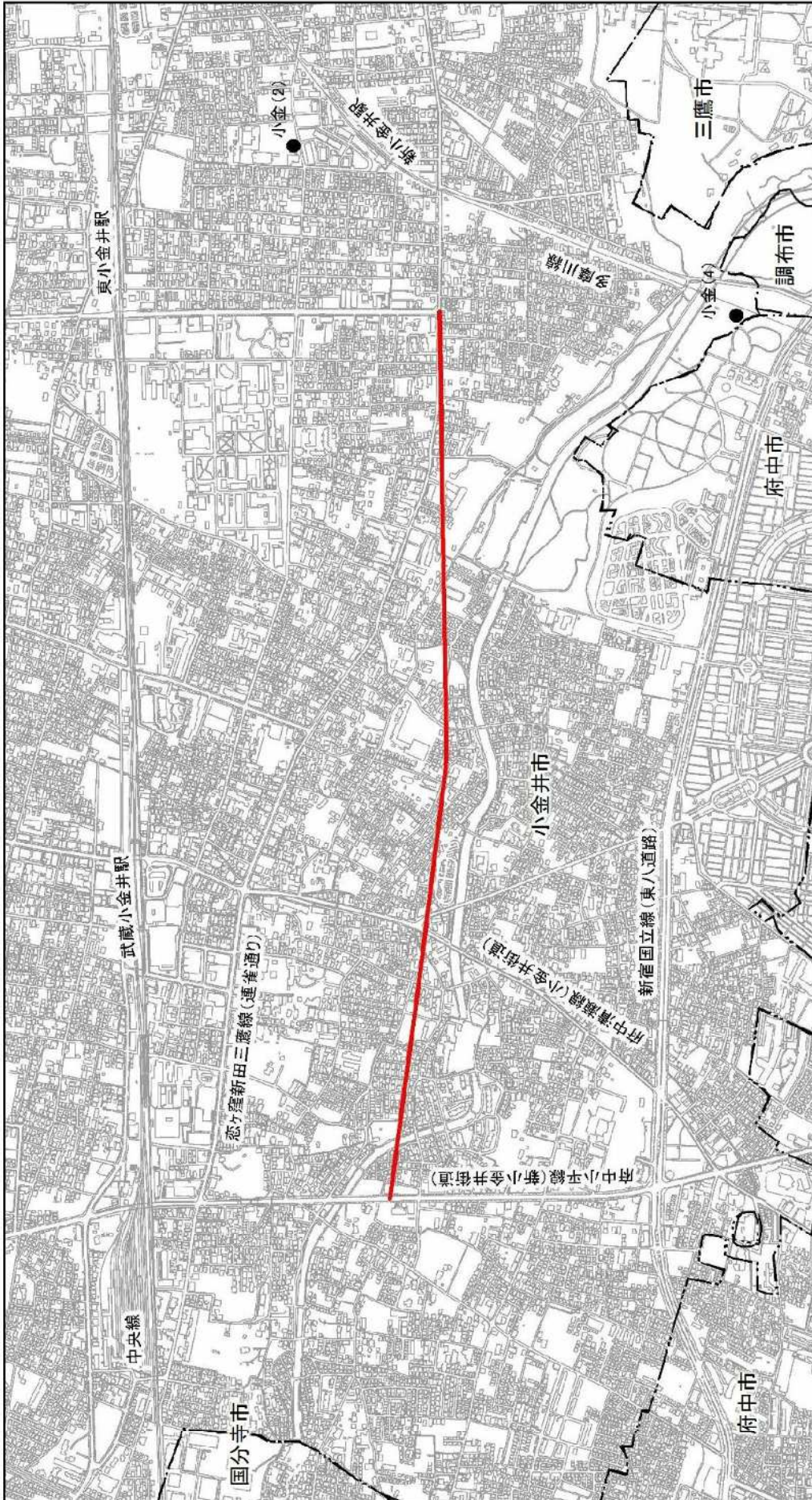
注2) 累積変動量は対前年増減の累積値 (mm) を示す。

注3) (-) は沈下、(+) は隆起を示す。

注4) 平成30～令和3年の下段は、前年からの変動量を示す。

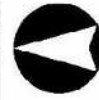
資料：「水準基標測量成果表 (基準日・各年1月1日) (平成29年～令和3年)」

(東京都土木技術支援・人材育成センター)



凡例

- 計画道路
- 市界
- 調査地点



1:15,000



図 5-2-4 地盤変動量調査地点位置図